

マレーシア
商標規則
2019年12月27日施行

目次

第 I 部 序

規則 1 引用及び施行

規則 2 解釈

規則 3 所定の手数料

第 II 部 商標の登録

第 1 章 商標の登録可能性

規則 4 絶対的登録拒絶理由の対象となる標識

規則 5 周知商標の基準

規則 6 インターネット上の商標の使用

第 2 章 登録出願

規則 7 登録出願

規則 8 迅速審査の申請

規則 9 商標の表示

規則 10 優先権の主張

規則 11 商品又はサービスの分類

規則 12 翻訳及び翻字

規則 13 自発的な権利の部分放棄

規則 14 商標登録出願に影響を及ぼす不遵守

規則 15 登録官の決定の理由の申請

規則 16 商標法第 13 条に基づく手数料の返還

第 3 章 登録出願の審査

規則 17 審査中における出願人の応答

規則 18 出願の受理及び公告

規則 19 受理の取消

第 4 章 出願の取下げ、出願の対象となる商品又はサービスの限定及び出願の補正

規則 20 商標登録出願の取下げ又は限定

規則 21 公告後の出願の対象となる商品又はサービスの限定

規則 22 公告後の出願の訂正

第 5 章 異議申立

- 規則 23 異議申立書の提出
- 規則 24 答弁書の提出
- 規則 25 異議申立を裏付ける証拠
- 規則 26 商標登録出願を裏付ける証拠
- 規則 27 異議申立人による反証
- 規則 28 追加証拠
- 規則 29 異議申立手続中における自発的な権利の部分放棄の申請
- 規則 30 意見書
- 規則 31 異議申立手続の期間の延長
- 規則 32 他人の名義で異議申立の手続を進めることができる事情
- 規則 33 異議申立手続における登録官の決定
- 規則 34 争われない異議申立における費用

第 6 章 延期

- 規則 35 審査又は異議申立手続の延期

第 7 章 登録

- 規則 36 登録証
- 規則 37 登録前の出願人の死亡
- 規則 38 連続商標の登録

第 III 部 分割又は併合

- 規則 39 商標登録出願の分割
- 規則 40 商標登録出願の分割の効果
- 規則 41 商標登録の分割
- 規則 42 商標登録の分割の効果
- 規則 43 別個の出願又は登録の併合
- 規則 44 併合の効果

第 IV 部 商標登録簿

- 規則 45 登録商標の詳細の登録簿への記入
- 規則 46 商品又はサービスの分類の修正又は置換
- 規則 47 提案に対する異議申立

第 V 部 登録商標の変更，訂正及び自発的取消

- 規則 48 登録商標の変更の請求
- 規則 49 登録簿の訂正申請
- 規則 50 一定の商品又はサービスに関する登録商標又は登録の自発的取消の請求

第 VI 部 不使用を理由とする取消又は裁判所による登録の無効

規則 51 裁判所への申請

規則 52 裁判所の命令

第 VII 部 団体標章及び証明標章

規則 53 団体標章又は証明標章の規約の提出

規則 54 団体標章又は証明標章の補正された規約の提出

規則 55 団体標章又は証明標章の登録に対する異議申立

規則 56 登録された団体標章又は証明標章の規約の改正

規則 57 団体標章又は証明標章の規約の改正に対する異議申立

第 VIII 部 証拠及び手続

規則 58 法定宣言書

第 IX 部 期間の延長

規則 59 期間の延長請求

第 X 部 マドリッド議定書に基づく国際商標

第 1 章 総則

規則 60 解釈

第 2 章 マレーシアを本国とする国際出願

規則 61 国際出願をする権利

規則 62 マレーシアが本国官庁である場合における国際出願の審査

規則 63 登録官による証明

規則 64 国際事務局により指摘された不備

規則 65 国際出願の商品又はサービスの分類

規則 66 基礎出願又は基礎登録の効果の消滅に関する国際事務局への通知

第 3 章 マレーシアを指定する国際登録

第 1 節 予備的事項

規則 67 保護を受ける権利

規則 68 マレーシアを指定する商標の国際登録又は国際保護登録の効果

規則 69 優先権

第 2 節 国際登録の審査

規則 70 国際登録の審査

規則 71 公告

第 3 節 国際登録の異議申立手続

- 規則 72 異議申立
- 規則 73 答弁書を送付するための期間
- 規則 74 異議申立の更なる手続
- 規則 75 拒絶通知

第 4 節 保護

- 規則 76 保護はマレーシアを指定する国際登録の商標に適用される
- 規則 77 保護は訂正されたマレーシアを指定する国際保護登録に拡張される
- 規則 78 保護

第 5 節 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録の分割及び併合

- 規則 79 マレーシアを指定する国際登録の分割
- 規則 80 マレーシアを指定する国際保護商標の分割
- 規則 81 分割申請の要件
- 規則 82 登録官は分割申請を国際事務局に提出する
- 規則 83 マレーシアを指定する国際登録の分割の効果
- 規則 84 マレーシアを指定する国際保護登録の分割の効果
- 規則 85 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護商標の併合
- 規則 86 併合申請の要件
- 規則 87 登録官は併合申請を国際事務局に提出する

第 6 節 訂正

- 規則 88 登録官は国際登録の訂正を審査することができる
- 規則 89 規則 67 の要件がもはや満たされていないと登録官が判断する場合
- 規則 90 規則 67 の要件が満たされていると登録官が判断する場合
- 規則 91 訂正に対する異議申立書
- 規則 92 訂正の拒絶通知

第 7 節 取消及び無効

- 規則 93 取消及び無効
- 規則 94 保護の効力の確定
- 規則 95 有効性の証明書

第 8 節 商標を侵害する商品の輸入

- 規則 96 侵害する商品の輸入の制限

第 9 節 違反

- 規則 97 違反

第 10 節 その他の事項

規則 98 マレーシアを指定する国際登録の更新

規則 99 財産権の対象としてのマレーシアを指定する国際保護登録及びマレーシアを指定する国際登録

規則 100 ライセンス許諾

規則 101 国際登録簿への記録

規則 102 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録における所有権の変更がマレーシアにおいて効力を有さない旨の宣言

規則 103 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録における商品又はサービスの限定がマレーシアにおいて効力を有さない旨の宣言

第 4 章 マレーシアを指定する国際登録の国内出願への変更

規則 104 変更出願

規則 105 変更出願に従って登録された商標の登録日

規則 106 変更出願に関する手続

第 5 章 国際登録による登録の代替

規則 107 商標が商標法に基づいても登録されている場合における国際登録の効果

第 6 章 雑則

規則 108 国際事務局への情報の伝達

第 XI 部 代理人

規則 109 商標代理人登録簿

規則 110 代理人の登録

規則 111 パートナーシップ又は法人は代理人として登録することができる

規則 112 代理人の登録を更新しないことによる登録の取消

規則 113 代理人の登録の取消

規則 114 登録官は代理人の承認を拒絶することができる

第 XII 部 雑則

規則 115 登録官による証明書

規則 116 登録官の確認書

規則 117 秘密書類

第 XIII 部 廃止、適用除外及び経過規定

規則 118 解釈

規則 119 廃止

規則 120 適用除外及び経過規定

附則 1(規則 3) 手数料

附則 2(規則 3) 国際登録に係る手数料

附則 3(規則 11) 商品及びサービスの分類

第 I 部 序

規則 1 引用及び施行

- (1) 本規則は、2019 年商標規則として引用することができる。
- (2) 本規則は、2019 年 12 月 27 日に施行される。

規則 2 解釈

本規則において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

「代理人」とは、商標代理人登録簿に名称が記入されている登録商標代理人を意味する。

「公報」とは、商標法第 148 条に基づいて登録官が発行する知的所有権公報を意味する。

「変更出願」とは、国際登録が取り消される前に当該国際登録の対象であった商標の登録出願を意味する。

規則 3 所定の手数料

- (1) 本規則に基づいて納付すべき手数料は、附則 1 に定めるとおりとし、国際登録に関しては、附則 2 に定めるとおりとする。
- (2) 納付された手数料は、規則 16 に規定する場合を除いて、返還されない。

第 II 部 商標の登録

第 1 章 商標の登録可能性

規則 4 絶対的登録拒絶理由の対象となる標識

(1) 商標が、次の何れかの標識又は次の何れかの標識と誤解される虞がある程にその標識と類似する標識を含むか又はそれから成る場合は、登録官は、当該商標の登録を拒絶する。ただし、(m)、(n)、(o)及び(p)に関しては、登録を目的とする当該標識の使用及び当該商標の使用について、同意を与える権利を有する者又は当局の同意が得られている場合はこの限りでない。

(a) 「この贋作は偽造罪を構成する」、「登録商標」、「登録サービスマーク」の語又は何れかの言語によるこれらに類似する趣旨の語

(b) 「ブンガ・ラヤ(Bunga Raya)」の語及びハイビスカスの表示又はハイビスカスのもっともらしい模倣

(c) 国王である Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong を示す表示若しくは語又は当該表示若しくは語のもっともらしい模倣

(d) 王宮又は連邦政府、州政府若しくは外国政府が所有する建物の何れかの表示又は当該表示のもっともらしい模倣

(e) 「ASEAN」の語及び ASEAN のロゴタイプの表示又は当該語及び表示のもっともらしい模倣

(f) 「赤新月社」又は「ジュネーブ赤十字」の語

(g) 赤新月社、ジュネーブ赤十字及び赤色によるその他の十字の表示又は類似の 1 若しくは複数の色彩による当該表示

(h) 「スイス連邦赤十字」の語及び赤地に白色若しくは銀色又は類似の 1 若しくは複数の色彩によるスイス連邦赤十字の表示

(i) 1949 年国章(表示規制)法[法律第 193 号]第 2 条に定義された「国章」の表示

(j) 1963 年記章及び名称(不正使用防止)法[法律第 414 号]第 2 条に定義された「特定の国章」の表示

(k) 何人かが 1967 年警察法[法律第 344 条]第 89 条に規定された警察部隊の構成員であることを示す徽章又は図柄の表示又は題銘又はそれらを示す語

(l) 1972 年軍隊法[法律第 77 号]に規定された装飾、徽章又は記章の表示又は題銘又はそれらを示す語

(m) 国際組織又は条約国(条約国の都市、行政区、町又は場所を含む)の名称、略称及び旗章並びに当該名称、略称及び旗章の表示

(n) 条約国(条約国の都市、行政区、町又は場所を含む)の紋章、勲章、階級章、装飾若しくは旗章又は当該紋章、勲章、階級章、装飾若しくは旗章の表示

(o) 協会、法人若しくは機関の名称、略称若しくは図柄又は当該名称、略称若しくは図柄の表示、及び

(p) 生存者であるか死亡者であるかを問わず、人物の写真又は絵画による表示

(2) (1) (g) 及び (h) に関して、登録を出願する商標中に、何らかの色彩による三日月又は十字の表示であって、(1) (g) 及び (h) にいうもの以外のものが含まれている場合は、登録官

は、受理の条件として、赤色による、赤地に白色若しくは銀色による又は1又は複数の類似の色彩による当該三日月又は十字の図柄を使用しないことを約束するよう出願人に要求することができる。

規則5 周知商標の基準

商標がマレーシアにおいて周知であるか否かを決定するに際し、登録官又は裁判所は、次の基準を考慮する。

- (a) 関係範囲の公衆の間で当該商標が知られ又は認知されている程度
- (b) 当該商標が使用されている期間及び範囲並びに地理的領域
- (c) 当該商標が適用される商品又はサービスの販売促進活動の期間及び範囲並びに当該販売促進活動が実施される地理的領域
- (d) 当該商標が登録されている期間及び場所又は当該商標の登録出願がなされている期間及び場所(それらが当該商標の使用又は認知を反映する範囲において)
- (e) 当該商標における権利の行使が成功した記録、特に、当該商標が所轄当局により周知と認められた程度、並びに
- (f) 当該商標に関連する価値

規則6 インターネット上の商標の使用

(1) インターネット上の標識又は商標の使用に関して、登録官又は裁判所は、商標法、本規則及び共同勧告の規定を考慮する。

(2) 本条規則において、「共同勧告」とは、2001年9月24日から10月3日までの第36回世界知的所有権機関加盟国総会で採択された、インターネット上の標章及びその他の標識に係る工業所有権の保護規定に関する共同勧告を意味する。

第2章 登録出願

規則7 登録出願

- (1) 連続商標を含め、商標登録出願は、所定の手数料の納付とともに、登録官に対して提出する。
- (2) 出願人は、(1)に基づく出願をするときに、次のものを提供する。
 - (a) 商標の性質の明確な表示
 - (b) 商標の写実的表示、及び
 - (c) 色彩に関する商標については、商標の色彩に関する限定

規則8 迅速審査の申請

- (1) 商標登録出願人は、団体標章、証明標章及び色彩、音、香り、ホログラム、位置又は一連の動きである標識を除いて、所定の手数料の納付とともに、迅速審査を登録官に請求することができる。
- (2) 迅速審査の請求は、登録官に対して、次の理由に基づいてのみ行う。
 - (a) 当該請求が国又は公共の利益のためであること
 - (b) 出願された商標に関して、侵害訴訟手続が行われていること又は侵害の虞を示す証拠が存在すること、又は
 - (c) 商標登録が、政府又は登録官が承認した機関から金銭的利益を得るための条件であること
- (3) 迅速審査の各請求は、所定の手数料の納付とともに、2以上の類に亘る商品又はサービスに関して同一の申請として行うことができる。

規則9 商標の表示

- (1) 出願人は、商標の明確、かつ、耐久性のある写実的表示を、商標登録願書のそのために設けられた欄において提供する。
- (2) 出願人により提供された表示が商標の詳細を十分に示しておらず又は商標のすべての特徴を適正に審査することを可能にしないと登録官が合理的に信じる場合は、登録官は、暫定的拒絶により、登録官が暫定的拒絶において指定する期間内に、次の何れか又は全部を提供するよう出願人に要求することができる。
 - (a) 商標の単一の図又は商標の複数の異なる図から成る商標の別の表示
 - (b) 言葉により表現された商標の説明
 - (c) 登録官が要求するその他の情報
- (3) 登録官は、商標の表示に納得しない場合は、何時でも、暫定的拒絶により、出願を審査する前に登録官が納得する別の表示を提出するよう出願人に要求することができ、出願人は、所定の手数料の納付とともに、当該表示を置き換える商標登録出願の補正申請を登録官に提出する。
- (4) 出願人が暫定的拒絶に応答しない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 10 優先権の主張

(1) 条約国又は宣言された外国においてなされた商標登録出願により優先権が主張される場合は、出願人は、出願時又は当該出願の出願日から 3 日以内に、当該主張の詳細を商標登録出願に含める。

(2) (1)にいう詳細は、次のとおりである。

(a) 条約国又は宣言された外国及び優先権出願の出願日又は 2 以上の優先権出願が存在する場合は、各優先権出願の出願日

(b) 次の何れかに基づく優先権の主張に係る商品又はサービス

(i) 優先権出願において登録が求められた商品又はサービスの一部又は全部に関する優先権、又は

(ii) 2 以上の優先権出願の優先権

(3) 出願日後であるが当該出願から 3 日以内に優先日を主張するためには、出願人は、所定の手数料の納付とともに、出願の補正請求を提出する。

(4) 登録官は、(2)に基づいて提供された詳細に納得しない場合は、関係する条約国又は宣言された外国の所轄当局の証明書であって、次の事項を証明又は確認するものを提出するよう出願人に要求することができる。

(a) 優先権出願の出願日

(b) 商標の表示、及び

(c) 優先権出願の対象となる商品又はサービス

(5) 登録官が(4)にいう証明書を提出するよう出願人に要求した場合は、出願人は、暫定的拒絶の日から 2 月以内に当該証明書を提出する。提出しない場合は、登録官は、優先日の主張を考慮しない。

(6) (4)にいう証明書が英語でない場合は、当該証明書の内容の英語による翻訳文を当該証明書に添える。

規則 11 商品又はサービスの分類

(1) すべての商標登録出願には、出願が関係する商品又はサービスの各類につき、次の事項を記載する。

(a) 附則 3 に定める商品又はサービスの分類に規定された類番号、及び

(b) それらの商品又はサービスの指定であって、

(i) 当該類に適當であり、かつ、

(ii) 次の方法により記載されているもの

(A) それらの商品又はサービスの性質を明確に表示するような方法、及び

(B) それらの商品又はサービスを附則 3 に定める分類体系に従って分類することができるような方法

(2) (1) (b)の適用上、附則 3 に定める商品又はサービスの分類は、登録官が提供する事前承認された一覧に記載された分類を含むものとし、出願人は、当該一覧から指定を採用することができる。

(3) (1)に基づく出願は、附則 3 に定める商品又はサービスの分類からの 2 以上の商品又はサービスの類に関して行うことができ、かかる場合は、当該出願が関係する商品又はサービスの各類につき、(1) (b)が適用される。

- (4) 附則 3 の特定の類に属するすべての商品若しくはサービスに関する又は非常に多様な商品若しくはサービスに関する登録出願の場合は、登録官は、当該出願を拒絶することができる。ただし、その指定が、出願人が行っているか又は当該商標が登録された場合に行う予定である当該商標の使用により正当化されることに登録官が納得する場合はこの限りでない。
- (5) 商標が登録された場合は、当該商標は、当該商標の登録出願の出願日に有効な附則 3 に定める商品又はサービスの分類体系の版に従って分類される。
- (6) 本条規則において、「指定」とは、商標が登録されているか又は登録される予定である商品又はサービスの指定をいう。

規則 12 翻訳及び翻字

- (1) 商標が、ローマ字又はマレーシア国語若しくは英語でない語を含むか又はそれから成る場合は、出願人は、登録官が別段の指示をしない限り、商標登録出願をするときに、次の情報を登録官に提出する。
- (a) 当該語のマレーシア国語又は英語による翻訳
 - (b) 必要な場合は、当該語の翻字、及び
 - (c) 当該語が属する言語
- (2) 出願人が(1)に基づく要件を異なる日に満たした場合は、出願日は、規則 14(5)に従う。
- (3) 登録官は、翻訳又は翻字に納得しない場合は、登録官が納得するように証明又は確認された翻訳又は翻字の写しを提出するよう出願人に要求することができる。
- (4) 出願人が翻訳又は翻字の写しを提出しない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 13 自発的な権利の部分放棄

- (1) 出願人は、商標登録出願をするときに、商標の特定の要素の排他的使用の権利を放棄することができる。
- (2) 出願人が権利の部分放棄を行わない場合は、登録官は、商標登録出願の手続を進める。
- (3) 商標登録出願に関して、登録官が暫定的拒絶を発した場合は、出願人は、所定の手数料の納付とともに、商標登録出願の補正請求を添えて、自発的な権利の部分放棄を申請することができる。

規則 14 商標登録出願に影響を及ぼす不遵守

- (1) 商標登録出願が商標法第 17 条(2)若しくは(3)又は規則 7、規則 9、規則 11 若しくは規則 12 を遵守していない場合は、登録官は、暫定的拒絶において指定された期間内に、不遵守を是正すること又は商標法第 17 条(2)の場合は、納付不履行を是正することを求める書面による通知による暫定的拒絶を出願人に送付する。
- (2) 登録官は、出願人による書面による通知への応答を受理し又は拒絶することができる。
- (3) (1)に定める期間の満了後に、出願人が不遵守又は納付不履行を是正しない場合は、暫定的拒絶により影響を受ける出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (4) 不遵守又は納付不履行を是正するための期間の満了前に、出願人は、規則 59 に基づくことを条件として、所定の手数料の納付とともに、1 月を超えない期間について、期間の延

長を申請することができる。

(5) 延長期間内に申請人が不遵守を是正し又は納付を行った場合は、登録官は、商標登録出願の新たな出願日を交付するものとし、この日は、不遵守が是正された日又は納付が行われた日とする。

規則 15 登録官の決定の理由の申請

- (1) 登録官が商標の登録を拒絶した場合は、申請人は、その決定を書面で通知する。
- (2) 申請人は、登録官の決定の通知を受けた日から2月以内に、所定の手数料の納付とともに、当該決定の理由書の請求を提出することができる。

規則 16 商標法第13条に基づく手数料の返還

- (1) 商標登録出願を目的とする申請人による予備的助言及び調査の申請に関して、登録官が肯定的結果を交付した場合において、
 - (a) 申請人が、登録官が当該肯定的結果を交付した後速やかに、当該肯定的結果を根拠として、商標登録出願をし、
 - (b) (a)に基づく商標登録出願の審査により、登録官が、商標法第23条又は第24条にいう理由を提起して、暫定的拒絶を発したとき、及び
 - (c) (b)に基づく暫定的拒絶の発出に従って、かつ、暫定的拒絶が発せられた日から2月以内に、申請人が商標登録出願の取下げ申請を提出することを条件として、
申請人は、商標登録出願の提出に係る納付された手数料の返還を受ける権利を有する。
- (2) 商標登録出願の出願手数料の返還請求は、所定の手数料の納付とともに、登録官に対して行う。
- (3) 本条規則の適用上、登録官は、期間の延長を認めてはならない。

第3章 登録出願の審査

規則17 審査中における出願人の応答

(1) 登録官が商標の登録を拒絶した場合は、登録官は、書面による通知による暫定的拒絶を發するものとし、これには、暫定的拒絶の理由もまた記載するものとし、出願人は、次の何れかによりこれに応答することができる。

(a) 書面で又は所定の手数料の納付とともに、聴聞を登録官に申請することにより、意見陳述を行うこと

(b) 所定の手数料の納付とともに、商標登録出願の補正申請により、登録官が課した又は指示した条件、補正、修正又は限定を満たすように商標登録出願を補正すること、又は

(c) 法定宣言書により又は法定宣言書の代わりに若しくはこれに加えて口頭により、追加の又はその他の情報又は証拠を提出すること

(2) 出願人は、所定の手数料の納付とともに、6月を超えない期間について、登録官が書面による通知において指定する期間を延長するために、期間の延長を申請することができる。

(3) 聴聞の申請を受領したときは、登録官は、登録官が出願人の意見陳述を聴聞する日を定めて、出願人に通知する。

(4) 出願人の応答を検討した後に、登録官は、商標の登録を、受理し又は拒絶する。

(5) 登録官が商標の登録を拒絶した場合は、当該拒絶は、全部暫定的拒絶とし、当該全部暫定的拒絶は、出願人に書面で通知される。

(6) 出願人は、全部暫定的拒絶の決定が發せられた日から2月以内に、所定の手数料の納付とともに、登録官による全部暫定的拒絶の決定の理由書の請求を提出することができる。

(7) (6)の適用上、登録官は、期間の延長を認めてはならない。

(8) 登録官による全部暫定的拒絶の決定の理由書が出願人に交付された日は、裁判所への上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。

(9) 登録官の決定に対する裁判所への上訴は、登録官による全部暫定的拒絶の決定の理由書が出願人に交付された日から1月以内に行う。

(10) 出願人は、所定の手数料の納付とともに、裁判所に上訴をするための(9)に定める期間の延長を登録官に申請することができ、登録官は、2月を超えない期間について、当該延長を認めることができる。

規則18 出願の受理及び公告

(1) 商標登録出願の審査により、当該出願が登録の要件を満たしていることに登録官が納得する場合は、登録官は、当該出願を無条件に又は条件、補正、修正若しくは限定に従うことを条件として受理することができる。

(2) 商標登録出願が受理され、公報に公告された後に、登録官は、当該公告を出願人に書面で通知することができる。

規則19 受理の取消

(1) 商標法第29条(12)に従って、商標登録の受理が取り消された場合は、登録官は、当該取消を公報に公告し、暫定的拒絶の書面による通知を出願人に交付する。

(2) 登録官が商標の登録を拒絶した場合は、出願人は、書面による通知において指定された

期間内に、次の何れかにより応答することができる。

(a) 書面で又は所定の手数料の納付とともに、聴聞を登録官に申請することにより、意見陳述を行うこと

(b) 所定の手数料の納付とともに、商標登録出願の補正申請により、登録官が課した又は指示した条件、補正、修正又は限定を満たすように出願を補正すること、又は

(c) 法定宣言書により又は法定宣言書の代わりに若しくはこれに加えて口頭により、追加の又はその他の情報又は証拠を提出すること

(3) 書面による通知において指定された期間内に申願人が応答しない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

(4) (2) (a) に基づく聴聞の申請を受領したときは、登録官は、登録官が申願人の意見陳述を聴聞するために定められた日を出願人に通知する。

(5) 申願人の応答を検討した後に、登録官は、商標の登録を、受理し又は拒絶する。

(6) 登録官が商標の登録を拒絶した場合は、当該拒絶は、全部暫定的拒絶とし、当該全部暫定的拒絶は、申願人に書面で通知される。

(7) 申願人は、全部暫定的拒絶の決定が発せられた日から2月以内に、所定の手数料の納付とともに、登録官による決定の理由書の請求を提出することができる。

(8) (7) の適用上、登録官は、期間の延長を認めてはならない。

(9) 登録官による全部暫定的拒絶の決定の理由書が申願人に交付された日は、裁判所への上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。

(10) 登録官の決定に対する裁判所への上訴は、登録官による全部暫定的拒絶の決定の理由書が申願人に交付された日から1月以内に行う。

第4章 出願の取下げ，出願の対象となる商品又はサービスの限定及び出願の補正

規則 20 商標登録出願の取下げ又は限定

- (1) 何らかの権利又は利益が自己に帰属した者が商標登録の取下げ又は商標登録出願の対象となる商品若しくはサービスの限定を申請する場合は，その者は，当該取下げ又は限定を登録官に通知することができる。
- (2) (1)にいう者は，所定の手数料の納付とともに，その者の出願の取下げ又は限定の申請を登録官に提出する。
- (3) 登録官は，取下げ又は限定を受理する前に，登録官が適当と考える情報を提出するよう(1)にいう者に要求することができる。
- (4) 登録官が取下げ又は限定の申請を受理した場合は，登録官は，当該取下げ又は限定を記録する。

規則 21 公告後の出願の対象となる商品又はサービスの限定

- (1) 登録官が商品又はサービスの限定を規則 20(4)に基づいて記録し，商標法第 32 条(4)に基づいて公告したときは，何人も，当該限定に異議を申し立てることができる。
- (2) 商品又はサービスの限定に異議を申し立てようとする者は，商品又はサービスの限定の通知の公告日後 2 月以内に，異議申立書を登録官に提出する。
- (3) 異議申立書には，適切な場合は商品又はサービスの限定が異議申立の理由となる事情を含め，その者が商品又はサービスの限定に異議を申し立てる理由の陳述を記載する。
- (4) 規則 23 から規則 34 までは，本条規則に基づく異議申立に次のとおり適用される。
 - (a) 規則 26(3) 及び(4)並びに規則 29(1)における商標登録出願への言及は，規則 20 にいう商品又はサービスの限定の申請への言及と解釈される
 - (b) 規則 23(1)における商標登録出願の受理の公告日への言及は，商品又はサービスの限定の公告日への言及と解釈される
 - (c) 規則 23，規則 24(1)，規則 29(3)，規則 32(1)及び規則 34 における異議申立書への言及は，(2)及び(3)にいう異議申立書への言及と解釈されるものとする，及び
 - (d) 規則 23(3)，(7)，(8)及び(9)，規則 24(1)，(2)及び(3)，規則 25(1)，(2)及び(3)，規則 26(2)及び(3)，規則 27(1)，規則 28，規則 29(2)及び(3)，規則 30，規則 31(1)及び(3)，規則 32(1)，規則 32(1)(a)及び(b)，規則 33(4)並びに規則 34 における異議申立人への言及は，(2)及び(3)にいう者への言及と解釈される。

規則 22 公告後の出願の訂正

- (1) 登録出願の受理が公報に公告された商標登録出願の訂正申請が行われ，かつ，当該訂正申請が当該商標の表示を訂正するためのものであるが，商標の同一性に実質的に影響を及ぼさず又は商標登録出願の対象となる商品若しくはサービスを拡張しない場合は，当該訂正申請もまた，公報に公告される。
- (2) (1)に基づく訂正に異議を申し立てようとする者は，訂正の公告日後 2 月以内に，訂正に対する異議申立書を登録官に提出する。
- (3) 異議申立書には，適切な場合は訂正が異議申立の理由となる事情を含め，その者が訂正に異議を申し立てる理由の陳述を記載する。

- (4) 規則 23 から規則 34 までは、異議申立に次のとおり適用される。
- (a) 規則 26(3), (4) 及び規則 29(1) における商標登録出願への言及は、(1) にいう訂正申請への言及と解釈される
 - (b) 規則 23(1) における商標登録出願の受理の公告日への言及は、訂正の公告日への言及と解釈される
 - (c) 規則 23, 規則 24(1), 規則 29(3), 規則 32(1) 及び規則 34 における異議申立書への言及は、(2) 及び(3) にいう異議申立書への言及と解釈される、及び
- (a) 規則 23(3), (7), (8) 及び(9), 規則 24(1), (2) 及び(3), 規則 25(1), (2) 及び(3), 規則 26(2) 及び(3), 規則 27(1), 規則 28, 規則 29(2) 及び(3), 規則 30, 規則 31(1) 及び(3), 規則 32(1), 規則 32(1) (a) 及び(b), 規則 33(4) 並びに規則 34 における異議申立人への言及は、(2) 及び(3) にいう者への言及と解釈される。

第5章 異議申立

規則 23 異議申立書の提出

- (1) 商標登録出願に対する異議申立書は、当該異議申立の理由の陳述を含むものとし、当該商標登録出願の受理の公告日から2月以内に、所定の手数料の納付とともに、登録官に提出する。
- (2) 異議申立書の提出の目的で、登録官は、異議申立書を提出するための期間の満了後2月を超える期間の延長を認めてはならない。
- (3) 2以上の類に亘る商品又はサービスについての商標登録に異議を申し立てる異議申立人は、各類につき所定の手数料を納付する。
- (4) 登録商標に基づいて異議申立書が提出される場合は、当該商標の表示及び次の詳細を、当該異議申立の理由の陳述に含める。
 - (a) 当該商標が登録されている当局の詳細
 - (b) 当該商標の登録番号、及び
 - (c) 当該商標が登録され、異議申立が基礎とする商品又はサービス
- (5) 異議申立が、商標登録出願が行われた商標に基づく場合は、当該商標の表示及び(4)(a)から(c)までにいう詳細を、異議申立の理由の陳述に含める。
- (6) 異議申立が、登録されていない商標若しくはその他の標識に基づく場合又は商標法第24条(4)に基づく先の権利による場合は、当該商標又は標識の表示及び保護が請求される商品又はサービスを、異議申立の理由の陳述に含める。
- (7) 異議申立人が異議申立書に関する要件を遵守しない場合は、当該異議申立は、行われなかったものとみなされる。
- (8) 異議申立書の提出と同時に、異議申立人は、異議申立書の写しを出願人に送付する。
- (9) 異議申立人は、異議申立書の写しを出願人に送付した日から14日以内に、送達宣誓供述書を登録官に提出するものとし、送達宣誓供述書には、異議申立書の出願人による受領日の証明を含める。提出しない場合は、当該異議申立は、取り下げられたものとみなされる。

規則 24 答弁書の提出

- (1) 出願人は、異議申立人から異議申立書を受領日から2月の期間内に、所定の手数料の納付とともに、答弁書を登録官に提出する。
- (2) 答弁書の提出と同時に、出願人は、答弁書の写しを異議申立人に送付する。
- (3) 出願人は、答弁書の写しを異議申立人に送付した日から14日以内に、送達宣誓供述書を登録官に提出するものとし、送達宣誓供述書には、答弁書の異議申立人による受領日の証明を含める。提出しない場合は、商標登録出願は、取り下げられたものとみなされることになる。
- (4) 指定期間内に出願人が答弁書を提出しない場合は、商標登録出願は、異議申立が対象とする商品又はサービスに関する限りにおいて、登録官が別段の指示をしない限り、取り下げられたものとみなされる。

規則 25 異議申立を裏付ける証拠

- (1) 異議申立人は、答弁書を受領日から2月以内に、自己の異議申立を裏付ける法定宣言書

による証拠を登録官に提出する。

(2) 自己の異議申立を裏付ける証拠の提出と同時に、異議申立人は、当該証拠の写しを出願人に送付する。

(3) 異議申立人は、自己の異議申立を裏付ける証拠の写しを出願人に送付した日から14日以内に、送達宣誓供述書を登録官に提出するものとし、送達宣誓供述書には、当該証拠の出願人による受領日の証明を含める。提出しない場合は、当該異議申立は、取り下げられたものとみなされることになる。

(4) 証拠が本条規則に従って提出されない場合は、当該異議申立は、取り下げられたものとみなされる。

規則 26 商標登録出願を裏付ける証拠

(1) 出願人は、異議申立を裏付ける証拠の受領日から2月以内に、自己の商標登録出願を裏付ける法定宣言書による証拠を登録官に提出する。

(2) 自己の商標登録出願を裏付ける証拠の提出と同時に、出願人は、当該証拠の写しを異議申立人に送付する。

(3) 出願人は、自己の商標登録出願を裏付ける証拠の写しを異議申立人に送付した日から14日以内に、送達宣誓供述書を登録官に提出するものとし、送達宣誓供述書には、当該証拠の異議申立人による受領日の証明を含める。提出しない場合は、商標登録出願は、取り下げられたものとみなされることになる。

(4) 証拠が本条規則に従って提出されない場合は、商標登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 27 異議申立人による反証

(1) 異議申立人は、商標登録出願を裏付ける証拠の受領日から2月以内に、法定宣言書による反証を提出することができ、同時に、当該反証の写しを出願人に送付する。

(2) 反証は、出願人の証拠に厳密に応答する事項に限定される。

規則 28 追加証拠

異議申立人又は出願人は、登録官の許可を得ない限り、かつ、登録官が適切と考える費用又はその他に関する条件による場合を除いて、追加証拠を提出することができない。

規則 29 異議申立手続中における自発的な権利の部分放棄の申請

(1) 異議申立手続中に、出願人は、商標登録出願の訂正請求を添えて、かつ、所定の手数料の納付とともに、商標の特定の要素の排他的使用の権利を放棄する自発的な権利の部分放棄を申請することができる。

(2) 登録官は、出願人が請求した自発的な権利の部分放棄を受理する前に、異議申立人の同意を考慮する。

(3) 登録官が自発的な権利の部分放棄を受理した場合は、異議申立人は、異議申立を取り下げる。

規則 30 意見書

証拠物を含む証拠の提出が完了したときは、登録官は、登録官による通知の交付日から2月以内に、異議申立に関する意見書を登録官に提出するよう異議申立人及び出願人に通知する。

規則 31 異議申立手続の期間の延長

- (1) 登録官は、所定の手数料の納付とともに、異議申立人又は出願人から請求があったときは、期間の延長を認めることができる。
- (2) 期間の延長請求は、6月を超えない期間について申請することができる。
- (3) 異議申立人又は出願人が期間の延長申請を請求した場合は、期間の延長を求める当事者は、同時に、期間の延長請求が登録官に提出された旨を手続の他の当事者に通知する。

規則 32 他人の名義で異議申立の手続を進めることができる事情

- (1) 次の場合は、異議申立書を提出した異議申立人以外の者の名義で異議申立の手続を進めることができる。
 - (a) 異議申立人が異議申立書を提出した後に、異議申立人が異議申立書の根拠とした権利又は利益が当該他人に帰属した場合、かつ、
 - (b) 異議申立人が当該異議申立を取り下げないときは、(a)にいう他人が、自己に帰属する権利又は利益が記録に記入されていることを、法定宣言書による登録官が納得するような証拠とともに、登録官に書面で通知した場合
- (2) 次の場合は、答弁書を提出した出願人以外の者の名義で異議申立の手続を進めることができる。
 - (a) 出願人が答弁書を提出した後に、出願人が答弁書提出の根拠とした権利又は利益が当該他人に帰属した場合、かつ、
 - (b) 出願人が当該答弁書を取り下げないときは、(a)にいう他人が、自己に帰属する権利又は利益が記録に記入されていることを、法定宣言書による登録官が納得するような証拠とともに、登録官に書面で通知した場合

規則 33 異議申立手続における登録官の決定

- (1) 規則 30 に定める期間の満了後できる限り速やかに、登録官は、証拠、証拠物及び意見書を検討するものとし、2月以内に、商標法第35条(8)に従う自己の決定及びその決定の理由を異議申立手続の当事者に書面で通知することができる。
- (2) 登録官による決定の理由書が当事者に交付された日は、裁判所における上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。
- (3) 登録官の決定に対する裁判所への上訴は、(2)にいう日から1月以内に行う。
- (4) 出願人又は異議申立人は、2月を超えない期間について、裁判所において上訴をするための期間の延長を登録官に申請することができる。

規則 34 争われない異議申立における費用

異議申立が争われない場合は、登録官は、費用を異議申立人に裁定すべきか否かを決定するに際し、異議申立書を提出する前に異議申立人が出願人に合理的な通知をしていれば手続は

避けられた可能性があるか否かを考慮する。

第6章 延期

規則 35 審査又は異議申立手続の延期

(1) 延期請求は、次の者が、所定の手数料の納付とともに、登録官に対して行うことができる。

(a) 商標法第 29 条(7)に基づいて、出願人が商標登録出願に関して、又は

(b) 商標法第 35 条(9)に基づいて、出願人又は異議申立人が異議申立手続に関して

(2) 登録官は、最長 6 月の延期期間を認めることができ、新たな延期請求の提出を条件として、延期期間を延長することができる。

(3) 登録官は、次の事情に従うことを条件として、(1) (a)に基づいて行為を延期することができる。

(a) 出願人が所有する商標登録出願に関して裁判所において継続中の申請があること、及び

(b) 出願人が所有する商標登録出願に関して異議申立手続に係る裁判所において継続中の申請があること

(4) 登録官は、次の事情に従うことを条件として、(1) (b)に基づいて行為を延期することができる。

(a) 異議申立人及び出願人の双方がマレーシアにおける訴訟手続に係る当事者であること、又は

(b) 登録官が適当と考えるその他の合理的な事情

第7章 登録

規則 36 登録証

商標登録の公報への公告の通知を受けたときは、登録所有者は、所定の手数料の納付とともに、登録証を交付するよう登録官に請求することができる。

規則 37 登録前の出願人の死亡

(1) 商標登録出願人が、その出願の日後であって商標が登録簿に記入される日前に死亡し、他の者が、商標に基づく権利が自己に帰属したことを登録官が納得するように証明する場合は、

(a) 当該他人は、所定の手数料の納付とともに、登録通知において死亡者の名称を自己の名称に置き換える申請を登録官に提出する。また、

(b) 登録官は、死亡者の名称の代わりに、当該他人の名称、住所及びその他の詳細を登録通知及び登録簿に記入することができる。

(2) (1)にいう商標登録出願は、当該他人が出願人であるものとして、当該他人の名義で手続を進められる。

規則 38 連続商標の登録

(1) 連続商標の登録出願は、連続商標の登録について、単一の出願として行うことができる。ただし、連続商標が6以下の商標から構成されることを条件とする。

(2) 連続商標の登録出願が2以上の商標を含む場合は、当該出願は、連続商標の各商標につき所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 商標法第21条に従うことを条件として、かつ、連続商標の出願が連続商標を構成することに納得した後に、登録官は、当該出願を受理する。

(4) 1又は複数の連続商標の削除を請求する申請は、所定の手数料の納付とともに、出願の訂正又は登録の変更の請求を提出することにより行うことができる。

(5) 出願の訂正又は登録の変更の請求を検討した後に、登録官は、連続商標を削除する。

第 III 部 分割又は併合

規則 39 商標登録出願の分割

- (1) 商標登録前に何時でも、商標登録出願の出願人は、所定の手数料の納付とともに、当該出願内の類又は商品若しくはサービスに関して当該出願からの分割を請求することができる。
- (2) 分割請求には、次の情報を記載する。
 - (a) 出願人の名称及び送達宛先
 - (b) 商標出願番号
 - (c) 商品又はサービスの類の分割の場合は、分割を求める類の一覧
 - (d) 商品又はサービスの分割の場合は、分割を求める商品又はサービスの一覧、及び
 - (e) 商標が裁判所において提起された手続の対象である場合は、当該手続の他の当事者が分割請求に同意している旨の陳述
- (3) 登録官が分割請求に関して質問を提起した場合、書面による通知において指定された期間内に申請人は当該質問に回答すべきであり、申請人は、規則 59 に基づく当該質問に回答するための期間の延長を請求することを認められない。

規則 40 商標登録出願の分割の効果

- (1) 登録官が分割請求を認めた場合は、分割された部分は、原登録出願から独立した。
- (2) (1) に拘らず、原登録出願の出願日は、分割された登録出願の当該部分に関して保持される。
- (3) 出願の分割請求が当該出願の公告後に行われた場合は、原出願に関する暫定的拒絶又は原出願に対する異議申立は、該当する場合は各分割出願に適用されるものとみなされ、手続を進められる。
- (4) 原出願において申請人が出願した類又は商品若しくはサービスの一部に異議申立人が異議を申し立て、当該原出願が現に分割申請の対象である場合は、登録官は、申請人が原出願において答弁書を提出していない場合に限り、当該分割申請を認めることができる。
- (5) 原出願が分割されたときは、ライセンスの許諾又は当該ライセンスにおける若しくは基づく担保権若しくは権利に関する詳細であって、登録官に通知されたものは、原出願が分割された出願の各々に関して適用されるものとみなされる。

規則 41 商標登録の分割

- (1) 登録所有者は、所定の手数料の納付とともに、登録内の類又は商品若しくはサービスについて登録からの分割を請求することができる。
- (2) 分割請求には、次の情報を記載する。
 - (a) 登録所有者の名称及び住所
 - (b) 商標登録の原登録番号
 - (c) 商品又はサービスの類の分割の場合は、分割を求める類の一覧
 - (d) 商品又はサービスの分割の場合は、分割を求める商品又はサービスの一覧、又は
 - (e) 商標が裁判所において提起された手続の対象である場合は、当該手続の他の当事者が分割請求に同意している旨の陳述

(3) 登録官が分割請求に関して質問を提起した場合、書面による通知において指定された期間内に申請人が当該質問に回答すべきであり、申請人は、規則 59 に基づく当該質問に回答するための期間の延長を請求することを認められない。

規則 42 商標登録の分割の効果

- (1) 登録官が分割請求を認めた場合は、分割された部分は、原商標登録から独立する。
- (2) (1)に拘らず、商標の原登録の出願日は、分割された商標登録の出願の当該部分に関して維持される。
- (3) 規則 41 に基づく請求は、当該請求がその取消又は無効の手續の対象である商標登録に係る商品又はサービスの間に分割を導入することになる場合は、受理されない。
- (4) 原登録が条件、権利の部分放棄又は限定に従うことを条件とする場合は、分割登録もまた制限される。
- (5) 原登録が、ライセンスの許諾、当該原登録における若しくは基づく担保権若しくは権利又は覚書若しくは覚書の効果の記述に関する詳細とともに登録されている場合は、登録官は、原登録が分割された分割登録の各々に関して、同一の詳細を登録簿に記入する。

規則 43 別個の出願又は登録の併合

- (1) 商標登録出願人又は場合により登録所有者は、2 以上の出願又は 2 以上の登録の併合を申請することができる。
- (2) 登録官は、出願又は登録が次に該当する場合は、それらの出願又は登録を併合することができる。
 - (a) 同一の商標に関するものであること
 - (b) 同一の出願日を有すること
 - (c) 出願に関して、併合を求める出願が同一の地位を有すること
 - (d) 登録に関して、併合を求める登録が同一の地位を有すること
 - (e) 同一の出願人又は登録所有者の名義であること
 - (f) 出願人又は登録所有者の同一の送達宛先を有すること、及び
 - (g) 附則 3 に定める分類体系又は場合により附則 3 に定める分類体系の同一の旧版に従って分類されていること
- (3) 併合請求は、所定の手数料の納付とともに、登録官に提出するものとし、これには、次の情報を記載する。
 - (a) 出願人又は登録所有者の名称及び送達宛先
 - (b) 代理人の名称及び送達宛先
 - (c) 併合を求める類又は商品若しくはサービス、及び
 - (d) 併合を求める各出願又は登録の出願又は登録番号

規則 44 併合の効果

- (1) 登録官は、次に該当する商標登録に関しては、併合申請を受理することができない。
 - (a) 登録官若しくは裁判所によるその取消又は裁判所による登録の無効の手續の対象であること、又は
 - (b) マドリッド議定書第 6 条に従って規定された商標から独立していない基礎登録としての

国際登録の対象であること

(2) 併合を求める商標登録が条件、権利の部分放棄又は限定に従うことを条件とする場合は、併合された登録もまた制限される。

(3) 併合を求める商標登録が、当該商標登録に関して、ライセンスの許諾、それにおける若しくは基づく担保権若しくは権利又は覚書若しくは覚書の効果の記述に関する詳細を登録していた場合は、登録官は、併合された登録に関して、同一の詳細を登録簿に記入する。

第 IV 部 商標登録簿

規則 45 登録商標の詳細の登録簿への記入

登録官は、各登録商標に関して、次の詳細を登録簿に記入する。

- (a) 登録出願日
- (b) 登録日
- (c) 商標の登録簿への記入日
- (d) 商標の表示
- (e) 商標法第 26 条、第 27 条又は第 28 条に基づく優先権の主張に従って付与された優先日
(あれば)
- (f) 登録所有者の名称及び住所
- (g) 譲渡人、ライセンシー又は登録商標における利益若しくは担保権を有する者の名称及び住所
- (h) 登録所有者、譲渡人、ライセンシー又は登録商標における利益若しくは担保権を有する者の送達宛先
- (i) 登録所有者、譲渡人、ライセンシー又は登録商標における利益若しくは担保権を有する者が代理人により代理される場合は、当該代理人の名称及び送達宛先
- (j) 権利の条件、補正、権利の部分放棄、修正、制限又は限定
- (k) 商標の登録に係る商品又はサービス
- (l) 商標が団体標章又は証明標章である場合は、その事実
- (m) 商標の説明
- (n) 商標が先の商標又はその他の先の権利の所有者の同意を得て登録されている場合は、その事実
- (o) 商標が変更出願に従って登録されている場合は、
 - (i) 対応する国際登録の番号
 - (ii) 該当する場合は、マドリッド議定書第 3 条(4)に従う国際登録の日、及び
 - (iii) マレーシアへの保護の拡張の請求が当該国際登録の後に行われた場合は、該当するときは、マドリッド議定書第 3 条の 3(2)に従う当該請求の記録日、及び
- (p) 裁判所により付与された有効性の証明書に関する詳細

規則 46 商品又はサービスの分類の修正又は置換

- (1) 登録官は何時でも、登録商標の分類に関する登録簿の記入を、その時点で効力を有する分類の版に従うように修正することができる。
- (2) 登録簿の修正を行う前に、登録官は、修正の提案を登録所有者に書面で通知するものとし、同時に、登録所有者に対し、次のことを知らせる。
 - (a) 登録所有者は、通知日から 2 月以内に、異議申立の理由を述べて、提案に対して書面による異議申立を行うことができること、及び
 - (b) (a)に定める期間内に書面による異議申立が受領されない場合は、登録官は、提案を公告するものとし、当該公告があったときは、登録所有者は、提案に対して異議申立を行う権利を有さない
- (3) 登録所有者が書面による異議申立を行わない場合は、

- (a) 登録所有者は、その事実を登録官に書面で通知することができる、また、
- (b) 登録官は、(2)(a)に定める期間の満了後実施可能な限り速やかに又は場合により登録所有者から書面による通知を受領したときは、提案を公報に公告する。
- (4) (2)(a)に定める期間内に登録所有者が書面による異議申立を行った場合は、登録官は、当該異議申立を検討した後、実施可能な限り速やかに、提案を公報に公告し又は登録官が提案を修正した場合は、修正された提案を公報に公告する。
- (5) 規則 39 及び規則 41 は、本条規則と併せて読む。

規則 47 提案に対する異議申立

- (1) 何人も、提案が公告された日から 2 月以内に、提案に対して登録官に異議を申し立てることができる、異議申立書には、異議申立の理由の陳述を含めるものとし、特に、登録官による修正案が商標法第 34 条に違反することになる理由を表示する。
- (2) (1)にいう異議申立の目的で、規則 23 から規則 34 までにいう異議申立手続に関する手続が適用される。
- (3) 指定期間内に異議申立書が提出されない場合又は異議申立に対する決定がなされた場合は、登録官は、提案された修正を行うものとし、当該修正が行われた日を登録簿に記入する。
- (4) 規則 39 及び規則 41 は、本条規則と併せて読む。

第V部 登録商標の変更，訂正及び自発的取消

規則 48 登録商標の変更の請求

(1) 登録所有者は，所定の手数料の納付とともに，登録官に対して商標法第42条(2)に基づいて認められた登録商標の変更を請求することができ，当該請求があったときは，登録官は，書面による通知により，当該請求が行われる事情に関する証拠を要求することができる。

(2) 登録官が(1)にいう証拠を要求した場合は，登録所有者は，書面による通知において指定された期間内に当該証拠を提出するものとし，当該証拠の提出期間を延長するために，2月を超えない期間の延長を申請することができる。

(3) 登録官が登録商標の変更を認めた場合は，登録官は，変更された商標を公報に公告し，登録所有者に通知する。

(4) 登録官は，所定の手数料の納付とともに，登録所有者から請求があったときは，前の登録証に代わる新たな登録証を交付することができる。

規則 49 登録簿の訂正申請

(1) 商標法第43条(1)(a)，(b)及び(c)に基づく登録簿の訂正請求については，登録所有者が，商標法第43条(1)(a)に基づく登録簿の訂正請求については，登録商標のライセンシーが，所定の手数料の納付とともに，登録官に提出することができる。

(2) (1)に拘らず，所定の手数料の納付に関して，登録所有者又はライセンシーの住所の変更が公的当局により発生した場合は，登録官は，手数料を課さない。

(3) (1)にいう名称及びその他の記載の変更の目的で，また(2)の適用上，登録所有者又はライセンシーは，登録官が納得するような裏付け書類を提出する。

(4) 商標法第43条(1)(b)又は(c)の目的で登録所有者が登録官に対して行う請求は，所定の手数料の納付とともに，申請人の利害の性質，申請人がその請求の基礎とした事実及び申請人が求める救済を完全に記載した陳述書を添えて，登録官に提出する。

(5) (3)の適用上，登録官は，書面による通知により，追加の裏付け書類を要求ことができ，登録所有者又はライセンシーは，書面による通知において指定された期間内に当該書類を提出する。

(6) 裏付け書類を検討した後に登録官が本条規則に基づく訂正を認めた場合は，登録官は，新たな登録通知を交付する。

規則 50 一定の商品又はサービスに関する登録商標又は登録の自発的取消の請求

(1) 登録所有者は，所定の手数料の納付とともに，商標法第44条(1)に基づく商品又はサービスの一部又は全部に関する登録商標の自発的取消の請求を提出することができ，当該請求において，登録所有者は，

(a) 商標に関する権利又は商標における利益を主張する者の名称及び住所を記述する。また，

(b) (a)にいう者が，商標登録を取り消す登録所有者の意思の通知を2月以上前に送付されており，かつ，影響を受けず又は影響を受ける場合は，当該取消に同意する旨を宣言する。

(2) (1)の適用上，登録官は，書面による通知により，追加の裏付け書類又は情報を要求す

ることができ、登録所有者は、書面による通知において指定された期間内に当該書類又は情報を提出する。

(3) (1)に基づく請求を受領したときは、登録官は、商標法第44条(2)にいう者に通知する。

(4) 本条規則に基づく商標登録の取消は、本条規則に基づく要件が満たされたことに登録官が納得したときは効力を生じる。

(5) 登録官は、取消が効力を生じたときは、登録簿に適切な記入を行い、取消日を公報に公告する。

第 VI 部 不使用を理由とする取消又は裁判所による登録の無効

規則 51 裁判所への申請

商標法第 43 条(5)に基づいて登録簿の訂正を裁判所において申請する者、商標法第 46 条に基づいて不使用を理由とする裁判所による取消を裁判所において申請する被害者及び商標法第 47 条に基づいて登録の無効を裁判所において申請する被害者は、裁判所から申請書の有印謄本を受領した後実施可能な限り速やかに、所定の手数料の納付とともに、裁判所における当該申請に関する次の詳細を登録官に提出する。

- (a) 商標の登録番号
- (b) 申請により影響を受ける商品又はサービス
- (c) 取消又は無効の申請の対象である商標の登録所有者の名称
- (d) 召喚状又は手続開始申立書の番号
- (e) 裁判所における申請の提出日
- (f) 審理する裁判所
- (g) 申請の当事者、及び
- (h) 申請を理由づける事実

規則 52 裁判所の命令

- (1) 規則 51(1)に基づく裁判所への申請がなされた後に裁判所が命令を発した場合は、自己の有利に裁判所の命令が発せられた者又は 2 名以上存在する場合は、そのうち何れか 1 名は、裁判所の命令の有印謄本を登録官に提出する。
- (2) 登録簿の訂正が必要な場合は、
 - (a) (1)にいう者は、所定の手数料の納付とともに、裁判所の命令の謄本を裏付けとして、登録簿の訂正申請を提出する。また、
 - (b) 登録官は、適当な場合は、登録簿を訂正する。
- (3) 裁判所の命令を公表すべきと登録官が判断する場合は、登録官は、これを公報に公告することができる。

第 VII 部 団体標章及び証明標章

規則 53 団体標章又は証明標章の規約の提出

- (1) 出願人は、団体標章については商標法附則 1 の 5. (1) 若しくは (3) に従って又は証明標章については商標法附則 2 の 5. (1) 若しくは (3) に従って、その登録出願の日後 2 月以内に、所定の手数料の納付とともに、団体標章又は証明標章の規約を登録官に提出する。
- (2) (1) に基づく指定期間内に出願人が規約を提出しない場合は、団体標章又は証明標章の登録出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (3) (2) に拘らず、出願人は、2 月を超えない期間について、団体標章又は場合により証明標章の規約を提出するための期間の延長を請求することができる。
- (4) 延長期間内に出願人が規約を提出した場合は、登録官は、新たな提出日を出願人に交付するものとし、この日は、当該規約の提出日とする。

規則 54 団体標章又は証明標章の補正された規約の提出

- (1) 商標法附則 1 の 6. (5) に従う団体標章の補正された規約又は商標法附則 2 の 6. (5) に従う証明標章の補正された規約の提出は、登録官に対して行う。
- (2) 団体標章又は証明標章の補正された規約の提出は、補正を赤色で示した補正された規約の写し及び所定の手数料の納付を伴う。
- (3) 登録官が補正された規約を受理した場合は、登録官は、商標法附則 1 の 6. (5) 又は商標法附則 2 の 6. (5) に基づいて出願人が規約を補正したことを示す通知を公告するものとし、補正された規約を閲覧することができる。

規則 55 団体標章又は証明標章の登録に対する異議申立

- (1) 規則 23 から規則 34 までは、商標登録出願に対する異議申立に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、団体標章又は証明標章の登録に対する異議申立の手續に適用される。
- (2) 何人も、公告に関する規則 23 から規則 34 までの適用において、団体標章又は証明標章の登録出願の公告日後 2 月以内に、登録に異議を申し立てて登録官に異議申立書を提出することができる。

規則 56 登録された団体標章又は証明標章の規約の改正

- (1) 商標法附則 1 の 8. (1) 又は商標法附則 2 の 8. (1) に基づく登録された団体標章又は証明標章の使用を規制する規約の改正申請は、登録官に提出する。
- (2) (1) に基づく申請は、改正を赤色で示した改正された規約の写し及び所定の手数料の納付を伴う。
- (3) 登録官が改正された規約を受理した場合は、登録官は、団体標章又は証明標章の登録所有者が規約を改正したことを示す通知を公告するものとし、改正された規約を閲覧することができる。

規則 57 団体標章又は証明標章の規約の改正に対する異議申立

- (1) 何人も、規則 56(3) にいう通知の公告日後 2 月以内に、次のものを登録官に提出することができる。

- (a) 規約の改正に対する異議申立書、及び
 - (b) 商標法附則 1 の 6. (1) 又は場合により商標法附則 2 の 6. (1) の要件の不遵守による異議申立の理由を示す陳述書
- (2) (1) に基づく申立書及び陳述書を提出する者は、同時に、当該申立書及び陳述書の写しを団体標章又は証明標章の登録所有者に対して送達する。
- (3) 規則 23 から規則 34 までは、商標登録出願に対する異議申立に適用されるのと同様に、団体標章又は証明標章の規約の改正に対する異議申立の手續に次のとおり適用される。
- (a) 出願人への言及は、規約の改正の申請人への言及と解釈される。
 - (b) 出願への言及は、規約の改正申請への言及と解釈される。
 - (c) 登録出願の公告日への言及は、規則 56(3) にいう通知の公告日への言及と解釈される。
 - (d) 異議申立書への言及は、(1) にいう申立書及び陳述書への言及と解釈される。
 - (e) 異議申立人への言及は、(1) にいう申立書及び陳述書を提出した者への言及と解釈される。

第 VIII 部 証拠及び手続

規則 58 法定宣言書

(1) 商標法又は本規則に基づいて要求され又は手続において使用される法定宣言書は、次のとおり作成する。

(a) マレーシアにおいては、1960 年法定宣言書法[法律第 783 号]の規定に従って

(b) 世界の他の場所においては、裁判所、裁判官、治安判事、行政長官、公証人又は法律により法的手続の目的で宣誓を行わせる権限を与えられているその他の職員の面前で

(2) 登録官は、法律により宣言を行う権限を与えられている者の印章及び署名が付され、押され又は記されたとされる書類を、当該印章若しくは署名の真正性又はその者の公的性格若しくは宣言を行う権限についての証拠なしに受け入れることができる。

第 IX 部 期間の延長

規則 59 期間の延長請求

(1) 商標法第 153 条(1)に基づくすべての期間の延長請求は、所定の手数料の納付とともに、登録官に提出するものとし、これには、当該延長が正当化されるか否かを登録官が決定することができるような事情を十分に詳細に記述する。

(2) 期間の延長請求を受領し、事情が商標法又は本規則に基づく行為又は事柄を行うための期間であって、商標法又は規則 14、規則 17、規則 33、規則 48 及び規則 53 に明示的に規定する期間以外のものの延長を正当化するものであることに登録官が納得する場合は、登録官は、登録官が指示する条件で、当該期間を延長することができる。当該延長は、当該行為又は事柄を行うための期間の満了後であっても認めることができる。

第 X 部 マドリッド議定書に基づく国際商標

第 1 章 総則

規則 60 解釈

(1) この部において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、国際出願に関して「基礎出願」とは、商標法第 17 条及び規則 7 に基づいて登録官に対してなされた商標登録出願を意味する。

国際出願に関して「基礎登録」とは、商標法第 36 条に基づいて登録官により登録された商標登録を意味する。

「所有権の変更」とは、譲渡又は移転を含む。

「共通規則」とは、1996 年 4 月 1 日から効力を有し、随時代替され、改正され又は修正されたマドリッド議定書第 10 条に基づいて採択された規則を意味する。

「指定」及び「事後指定」とは、マドリッド議定書第 3 条の 3(1)又は場合により(2)に基づくマレーシアへの保護の拡張又は領域拡張の請求を意味し、その拡張は、国際登録簿に記録されるとおりとする。

「所有者」とは、国際登録がその名義で国際登録簿に記録されている自然人又は法人を指す。

「国際出願」とは、マドリッド議定書に基づく商標の国際登録簿への登録を求める国際事務局に対する出願を意味する。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。

「マレーシアを指定する国際登録」とは、マドリッド議定書第 3 条の 3(1)又は(2)に基づいて、マレーシアへの保護の拡張の請求が、関係する国際出願において又はその後の何れかにおいて行われた国際登録を意味する。

「本国官庁」とは、マドリッド議定書第 2 条(2)に従って、国際出願がなされた締約国の官庁を意味する。

「変更出願」とは、規則 104(1)に規定する出願を意味する。

「変更日」とは、変更出願がなされた日を意味する。

(2) この部における番号付き様式への言及は、附則 2 に記載する対応する番号が付された様式の現行版への言及であるものとし、当該様式は、世界知的所有権機関のウェブサイトを提供される。

第2章 マレーシアを本国とする国際出願

規則 61 国際出願をする権利

- (1) 商標の国際登録出願は、所定の手数料の納付とともに、登録官を通じて国際事務局に対して行う。
- (2) 国際登録出願は、出願人が次の何れかである場合に限り行われる。
 - (a) マレーシアの国民
 - (b) マレーシアの法令に基づいて設立され又は構成された団体又は法人
 - (c) マレーシアに住所を有する者、又は
 - (d) マレーシアに現実、かつ、有効な工業上又は商業上の営業所を有する者
- (3) ある者が(2)に基づいて資格を有する場合は、その者は、登録官に対して国際出願をする権利を有する。ただし、当該国際出願をするための基礎として使用される基礎出願又は場合により基礎登録がその者の名義であることを条件とする。
- (4) 共通規則の規則8に規定された2以上の者は、商標の国際登録を共同で出願することができる。
- (5) 商標の国際登録の出願人は、登録官から請求があったときは、出願人が(2)に従って出願を行う権利を有することについて登録官を納得させるために必要な証拠を提供する。
- (6) 国際出願をするためには、国際出願に係る所定の取扱手数料の納付とともに、国際事務局が定める様式 MM2(E) 及び様式 MP1 を登録官に提出する。

規則 62 マレーシアが本国官庁である場合における国際出願の審査

- 国際事務局に提出すべき国際出願が登録官に対してなされた場合は、登録官は、次のことを確認する。
- (a) 当該国際出願について商標局を本国官庁とみなすことができること、及び
 - (b) マドリッド議定書及び共通規則の規定に従って、当該国際出願に含まれる詳細が、基礎出願又は場合により基礎登録に含まれる詳細に対応すること

規則 63 登録官による証明

- (1) 国際出願が規則61及び規則62にいう要件を満たしている場合は、登録官は、
 - (a) 当該国際出願に含まれる詳細が、基礎出願又は場合により基礎登録に含まれる詳細に対応することを証明する。
 - (b) 当該国際出願の受領日を表示する。また、
 - (c) 当該国際出願を国際事務局に提出する。
- (2) 国際出願が規則61及び規則62にいう要件を満たしていない場合は、登録官は、当該国際出願を国際事務局に提出してはならず、書面による通知において指定された期間内に当該国際出願を訂正又は補正することを求める書面による通知を出願人に交付する。
- (3) (2)に基づく書面による通知を受領したときは、出願人は、所定の手数料の納付とともに、(1)にいう要件を充足するために国際出願の訂正又は補正の申請を提出する。
- (4) 出願人が国際出願の訂正若しくは補正を行わない場合又は取扱手数料の納付を行わない場合は、当該国際出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 64 国際事務局により指摘された不備

(1) 国際事務局が、共通規則の規則 11、規則 12 又は規則 13 に従って、本国官庁が是正すべき不備を指摘した場合は、登録官は、書面による通知により、当該不備が対象とする国際出願の出願人に対し、書面による通知において指定された期間内に、必要な情報を登録官に提出するよう請求することができる。

(2) 指定期間内に出願人が請求された情報を提出した場合は、登録官は、当該情報を国際事務局に提出する。

(3) 登録官は、本条規則に基づく期間の延長を認めてはならない。

規則 65 国際出願の商品又はサービスの分類

国際出願の目的で、商品又はサービスの分類は、共通規則の規則 9(4) (xiii) に従うものとし、国際事務局の決定が最終のものとなる。

規則 66 基礎出願又は基礎登録の効果の消滅に関する国際事務局への通知

(1) マドリッド議定書第 6 条及び共通規則の規則 22 に従って、登録官が国際出願を国際事務局に提出した後に、登録官は、

(a) (2) にいう何れかの出来事の発生を国際事務局に通知する。また、

(b) 該当する場合は、(2) にいう出来事により基礎出願又は基礎登録が存在しなくなった国際登録の対象となる商品又はサービスに関して国際登録を取り消すよう国際事務局に請求する。

(2) (1) にいう出来事は、次の何れかの時に、基礎出願若しくは基礎登録が取り下げられ、制限され、限定され、自発的に取り消され、拒絶され、抹消され、取り消され若しくは無効とされること又は基礎出願若しくは基礎登録が満了し若しくはその他効力を失うことに関係する。

(a) 国際登録の日後 5 年以内、又は

(b) 基礎出願又は基礎登録の取下げ、制限、限定、自発的取消、拒絶、抹消、取消、無効又は満了が、5 年の期間の満了前に開始された場合は、国際登録の日から 5 年後

第3章 マレーシアを指定する国際登録

第1節 予備的事項

規則 67 保護を受ける権利

商標法第17条(1)にいう使用意思に関する要件は、国際登録の所有者がマレーシアを指定するときに行う宣言により満たされる。

規則 68 マレーシアを指定する商標の国際登録又は国際保護登録の効果

(1) マレーシアを指定する国際登録は、マレーシアを指定する国際登録又は場合により事後指定の日から、登録官に対してなされた商標登録出願と同一の効果を有する。

(2) マレーシアを指定する国際登録又は事後指定の日は、商標法第22条に基づく提出日とする。

(3) マレーシアを指定する国際保護登録の所有者は、この部に従うことを条件として、商標法により又は基づいて登録所有者に付与される同一の権利及び救済を有する。ただし、商標法第55条に基づく侵害とならない行為に関する規定に従うことを条件とする。

(4) 商標法第54条と併せて読まれる(3)にいう商標法第55条の適用上、商標法第54条及び第55条における商品又はサービスへの言及は、マレーシアを指定する国際保護登録が付与される商品又はサービスへの言及と解釈される。

(5) 規則70(4)、規則75(1)、規則89(2)又は規則92(1)に基づく拒絶通知が交付された後に、マレーシアを指定する国際登録の所有者が、

(a) 商標の特定の要素の排他的使用の権利を放棄すること、又は

(b) 国際登録によりマレーシアにおいて付与される権利が一定の条件又は限定に従うことを条件とすることに同意すること

を登録官に申請した場合は、登録官は、当該権利の部分放棄、条件又は限定を登録簿に記入するものとし、当該権利の部分放棄、条件又は限定を公報に公告する。

(6) マレーシアを指定する国際保護登録が権利の部分放棄、条件又は限定に従うことを条件とする場合は、商標法により又は基づいて付与される権利は、当該権利の部分放棄、条件又は限定により制限される。

(7) 商標法第61条により又は基づいて登録商標に付与される根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済は、マレーシアを指定する国際保護登録に適用される。

(8) (7)の適用上、

(a) 商標法第61条(4)における商標登録への言及は、マレーシアを指定する国際保護登録の保護への言及と解釈される。

(b) 商標法第61条(5)における商標が登録されている旨又は登録出願が行われた旨の通知への言及は、商標がマレーシアを指定する国際保護登録であるか又はマレーシアを指定する国際出願若しくは国際登録の対象である旨の通知への言及と解釈される。

(9) マレーシアを指定する国際登録の所有者は、商標法第17条(5)及び規則8に従って出願の迅速審査を実行するよう登録官に請求することができる。

(10) (9)の適用上、

(a) 商標法第17条(5)における商標登録を出願する者への言及は、マレーシアを指定する国

際登録の所有者への言及と解釈される。

(b) 規則 8(1)における商標登録出願をするか又はした出願人への言及は、マレーシアを指定する国際登録の所有者への言及と解釈される。

規則 69 優先権

(1) (2)に従うことを条件として、商標法第 26 条、第 27 条又は第 28 条の規定は、商標法に基づく商標登録に関して適用されるのと同様に、マレーシアを指定する国際登録の保護に関する優先権の付与に適用される。

(2) 商標法第 26 条、第 27 条又は第 28 条に基づいて付与された優先権を主張する方法は、マドリッド議定書及び共通規則に従って決定される。

第 2 節 国際登録の審査

規則 70 国際登録の審査

(1) 国際事務局からマレーシアを指定する国際登録を受領したときは、登録官は、マレーシアを指定する国際登録を審査する。

(2) 登録官は、必要と判断する範囲において、先の商標の調査を実施することができる。

(3) 国際登録が関係する商標が、ローマ字又はマレーシア国語若しくは英語でない語を含むか又はそれから成る場合は、登録官は、次の情報を登録官に提出するよう所有者に要求することができる。

(a) 登録官が納得するような当該語のマレーシア国語又は英語による翻訳、及び

(b) 当該語が属する言語

(4) 規則 67 の要件が満たされておらず又はマレーシアにおける保護が請求された商品又はサービスの一部に関してのみ満たされていると登録官が認める場合は、登録官は、

(a) 国際登録の登録を拒絶し、当該拒絶は、暫定的拒絶とし、当該暫定的拒絶を国際事務局及び国際登録の所有者に通知する。また、

(b) (a)にいう国際登録の所有者への通知に関して、当該通知において、当該所有者が応答することができる期間を指定する。

(5) 所有者は、規則 59 に従うことを条件として、所定の手数料の納付とともに、6 月を超えない期間について、(3) (b)に定める期間を延長するために、期間の延長を申請することができる。

(6) 登録官の暫定的拒絶に応答し又は応答するための期間の延長を申請するに際し、所有者は、代理人を選任し、授権することにより、マレーシアにおける送達宛先を登録官に提出する。

(7) 応答を行う目的で、所有者は、

(a) 書面で又は所定の手数料の納付とともに聴聞を登録官に申請することにより、意見陳述を行うことができる。

(b) 所定の手数料の納付とともに、マレーシアを指定する国際登録の補正申請を提出することにより、商品又はサービスに関する条件、補正、修正又は限定を満たすように、マレーシアを指定する国際登録を補正することができる、又は

(c) 法定宣言書により又は法定宣言書の代わりに若しくはこれに加えて口頭で、追加の又は

その他の情報又は証拠を提出することができる。

(8) 聴聞の申請を受領したときは、登録官は、登録官が所有者の意見陳述を聴聞するために定められた日を所有者に通知する。

(9) 所有者が行った応答を検討した後に、登録官は、マレーシアを指定する国際登録を受理し又は拒絶する。

(10) 登録官がマレーシアを指定する国際登録を拒絶した場合は、登録官は、当該拒絶の理由を述べるものとし、当該理由は、所有者に書面で通知する。

(11) 所有者が登録官による拒絶の決定の理由書を取得しようとする場合は、

(a) 所有者は、拒絶の理由の交付日後 2 月以内に、所定の手数料の納付とともに、登録官による拒絶の決定の理由書の請求を提出する。また、

(b) 登録官は、当該請求の日後 2 月以内に、拒絶の決定の理由書を所有者に送付することができる。

(12) 登録官は、(11) (a) に定める期間について、期間の延長を認めてはならない。

(13) 登録官による拒絶の決定の理由書が所有者に交付された日は、裁判所への上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。

(14) 登録官の決定に対する裁判所への上訴は、(13) に定める日から 1 月以内に行う。

(15) 所有者は、所定の手数料の納付とともに、2 月を超えない期間について、裁判所に上訴をするための期間の延長を申請することができる。

規則 71 公告

マレーシアを指定する国際登録において指定された商品又はサービスの一部又は全部に関して規則 67 の要件が満たされていることに登録官が納得する場合は、登録官は、マレーシアを指定する国際登録の詳細を公報に公告する。

第 3 節 国際登録の異議申立手続

規則 72 異議申立

(1) 何人も、公報への公告日から 2 月以内に、所定の手数料の納付とともに、マレーシアを指定する国際登録に対する保護の付与に異議を申し立てる異議申立書を登録官に提出することができる。

(2) 異議申立書を提出しようとする者は、規則 59 に従うことを条件として、所定の手数料の納付とともに、2 月を超えない期間について、(1) に定める期間を延長するために、期間の延長を申請することができる。

(3) 規則 23 は、異議申立書及び異議申立の理由の陳述の内容並びに送達宣誓供述書を提出することの要件に関して適用される。

(4) 規則 23 の適用上、

(a) 登録出願の公告日への言及は、規則 71 にいうマレーシアを指定する国際登録の公告日への言及と解釈される。

(b) 出願人への言及は、所有者への言及と解釈される。

(5) 異議申立書の提出の目的で、異議申立人が商標法第 151 条に基づく要件を満たしていない場合は、異議申立人は、代理人を選任し、授權することにより、マレーシアにおける送達

宛先を登録官に提出する。

(6) 異議申立書が提出された場合は、登録官は、当該異議申立及び異議申立の理由を国際事務局に通知する。

規則 73 答弁書を送付するための期間

(1) 国際事務局から異議申立の通知を受けた後 2 月の期間内に、所有者は、所定の手数料の納付とともに、答弁書を登録官に提出するものとし、同時に、答弁書の写しを異議申立人に送付する。

(2) 異議申立人が答弁書を受領した日は、答弁書の受領日とし、規則 24(2)が適用される。

(3) 所有者は、規則 59 に従うことを条件として、所定の手数料の納付とともに、6 月を超えない期間について、(1)に定める期間を延長するために、期間の延長を申請することができる。

(4) (1)に定める期間又は(2)にいう延長期間内に所有者が答弁書を提出しない場合は、異議申立が対象とする商品又はサービスに関する限りにおいて、それらの商品又はサービスに関する所有者の指定又は事後指定は、取り下げられたものとみなされ、当該異議申立は、それらの商品又はサービスに関して存続する。

(5) 所有者が代理人を選任しておらず、かつ、マレーシアにおける送達宛先を提出していない場合は、所有者は、代理人を選任し、授権することにより、マレーシアにおける送達宛先を登録官に提出する。

規則 74 異議申立の更なる手続

(1) 異議申立書及び答弁書が提出されたときは、規則 25 から規則 34 までは、当該異議申立又は答弁書に関する更なる手続に適用される。

(2) 規則 30 に従って通知された期間の満了後できる限り速やかに、登録官は、証拠、証拠物及び意見書を検討するものとし、商標法第 35 条(8)に従って、2 月以内に、その決定及びその決定の理由を異議申立手続の当事者に書面で通知することができる。

(3) 登録官による決定の理由書が当事者に交付された日は、裁判所への上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。

(4) 裁判所への上訴は、(2)に定める日から 1 月以内に行う。

(5) 手続の何れの当事者も、所定の手数料の納付とともに、2 月を超えない期間について、裁判所において上訴をするための期間の延長を申請することができる。

(6) 規則 23 から規則 33 までの適用上、

(a) 同条規則における出願人への言及は、所有者への言及と解釈される。

(b) 同条規則における出願への言及は、マレーシアを指定する国際登録への言及と解釈される。

規則 75 拒絶通知

(1) 拒絶が異議申立に基づく場合を除いて、拒絶通知は、マレーシアを指定する国際登録の通知が登録官に送付された日後 18 月の満了後には発せられてはならない。

(2) 18 月の期間の満了後に異議申立が提出される可能性がある場合は、登録官は、マドリッド議定書第 5 条(2)(c)に従って、当該異議申立が提出される可能性に基づく暫定的拒絶の

通知の可能性を国際事務局に通知する。

(3) 暫定的拒絶の通知には、マドリッド議定書第5条及び共通規則の規則17により要求される事項を記載する。

(4) 登録官は、最終決定が行われた後に、次のことを国際事務局に通知する。

(a) 規則70(4)(b)に定める期間又は規則70(5)に基づいて認められた延長期間内に所有者が応答したこと、又は

(b) 規則73(1)に定める期間又は規則73(2)に基づく延長期間内に所有者が答弁書を提出したこと

(5) 本条規則の適用上、次の場合は、最終決定が行われたものとみなされる。

(a) 登録官又は登録官に対する上訴に基づいて裁判所が、拒絶が全部又はマレーシアにおける保護が請求される商品若しくはサービスの一部のみに関して支持されるか否かを決定し、かつ、当該決定に対する上訴の権利が満了し又は消尽した場合

(b) 意見陳述又は答弁書が取り下げられた場合、又は

(c) 拒絶に関する手続が中止され又は取り下げられたものとみなされた場合

第4節 保護

規則76 保護はマレーシアを指定する国際登録の商標に適用される

(1) 次の場合は、規則78に規定する保護は、マレーシアを指定する国際登録の対象である商標に適用される。

(a) 指定又は事後指定後18月の期間が満了しており、拒絶通知が発せられておらず、かつ、国際事務局が当該期間の満了後に異議申立書が提出される可能性がある旨の通知を受けていない場合、又は

(b) 登録官がマレーシアを指定する国際登録を審査し、その詳細を公報に公告した後に、次の何れかの出来事が発生した場合

(i) 指定又は事後指定後18月の期間が満了していないが、公告日後の異議申立書を提出するための期間が、異議申立に基づく又はその他の通知がなされることなく満了したこと

(ii) 指定又は事後指定後18月の期間が満了し、かつ、規則93(2)に定める異議申立をするための期間(延長期間を含む)が、異議申立がなされることなく満了したこと

(iii) 拒絶通知が商品又はサービスの一部に関して発せられ、かつ、所有者が、

(A) 規則70(4)に基づいて登録官が指定する期間(延長期間を含む)内に応答していないこと、又は

(B) 規則73に定める期間(延長期間を含む)内に答弁書を提出していないこと、又は

(C) 所有者が応答する又は答弁書を提出する意思がない旨を登録官に通知していること、及び

(c) 拒絶通知が商品又はサービスの全部又は一部に関して発せられ、かつ、登録官が、拒絶が取り下げられ又は商品若しくはサービスの一部に関して取り下げられる旨の最終決定が行われた旨を国際事務局に通知した場合

(2) 規則78に規定する保護がマレーシアを指定する国際登録に最初に適用された後可能な限り速やかに、登録官は、マレーシアを指定する国際登録がマレーシアにおいて保護を付与される旨を国際事務局に通知する。

(3) 本条規則において、商品又はサービスとは、マレーシアにおける保護が拡張された商品又はサービスを意味する。

規則 77 保護は訂正されたマレーシアを指定する国際保護登録に拡張される

(1) 次の場合は、規則 78 に規定する保護は、訂正されたマレーシアを指定する国際保護登録に拡張される。

(a) 通知日後 18 月の期間が満了しており、拒絶通知が発せられておらず、かつ、国際事務局が当該期間の満了後に異議申立書が提出される可能性がある旨の通知を受けていない場合、又は

(b) 登録官が訂正された国際登録を審査し、関係する詳細を公報に公告した後に、次の何れかの出来事が発生した場合

(i) 通知日後 18 月の期間が満了していないが、当該日後の異議申立書を提出するための期間が、異議申立に基づく又はその他の暫定的拒絶の通知がなされることなく満了したこと

(ii) 通知日後 18 月の期間が満了し、かつ、規則 91 に定める異議申立書を提出するための期間(延長期間を含む)が、異議申立書が提出されることなく満了したこと

(iii) 拒絶通知が商品又はサービスの一部に関して発せられ、かつ、所有者が、

(A) 規則 89(2) に基づいて登録官が指定する期間(延長期間を含む)内に応答していないこと

(B) 規則 91(2) に定める期間(延長期間を含む)内に答弁書を提出していないこと、又は

(C) 所有者が応答する又は答弁書を提出する意思がない旨を登録官に通知していること、及び

(iv) 拒絶通知が商品又はサービスの全部又は一部に関して発せられ、かつ、登録官が、拒絶が取り下げられ又は商品若しくはサービスの一部に関して取り下げられる旨の最終決定が行われた旨を国際事務局に通知したこと

(2) 規則 78 に規定する保護が訂正されたマレーシアを指定する国際保護登録に最初に拡張された後可能な限り速やかに、登録官は、保護が拡張された旨を国際事務局に通知する。

(3) 本条規則において、

(a) 「通知日」とは、登録官が国際事務局から国際登録の訂正の通知を受領した日を意味する。

(b) 「商品又はサービス」とは、マレーシアにおける保護が訂正された国際登録に基づいて拡張されることになる商品又はサービスを意味する。

規則 78 保護

(1) 規則 76 及び規則 77 に従うことを条件として、

(a) マレーシアを指定する国際登録は、マレーシアを指定する国際保護登録となるのに適格である。また、

(b) 登録官が国際登録出願における商品又はサービスの一部に関して拒絶を発した場合は、保護は、残りの商品又はサービスにのみ拡張される。

(2) 保護される商標は、次の何れかの日以降、商標法に基づいて登録されているものとして取り扱われる。

(a) マレーシアへの保護の拡張の請求が国際出願において言及された場合は、国際登録の日、又は

(b) マレーシアへの保護の拡張の請求が国際登録の後に行われた場合は、当該請求が国際登録簿に記録された日

(3) 訂正された保護商標は、次の何れかの日以降、訂正されたとおりに商標法に基づいて登録されているものとして取り扱われる。

(a) 公報への公告日から2月後の日、又は

(b) 訂正に関して異議申立書が提出された場合は、規則77(1)(b)(iii)又は(iv)にいう出来事が発生した日

(4) (2)は、規則107と併せて読む。

第5節 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録の分割及び併合

規則79 マレーシアを指定する国際登録の分割

マレーシアを指定する国際登録の所有者は、登録内の類又は登録内の特定の商品若しくはサービスについて登録からの分割を登録官に申請することができる。

規則80 マレーシアを指定する国際保護商標の分割

マレーシアを指定する国際保護登録の所有者は、商標内の類又は商標内の特定の商品若しくはサービスについて商標からの分割を登録官に申請することができる。

規則81 分割申請の要件

分割申請は、所定の手数料の納付とともに、国際事務局が定める様式MM22(E)及び様式MP2により請求するものとし、これには、次の情報を記載する。

(a) 所有者の名称及び送達宛先

(b) 申請人が代理人を有する場合は、当該代理人の名称

(c) マレーシアを指定する国際登録若しくは国際保護登録の番号又は国内出願番号若しくは登録番号

(d) 商品又はサービスの類の分割の場合は、分割を求める類の一覧

(e) 商品又はサービスの分割の場合は、分割を求める商品又はサービスの一覧

(f) マレーシアを指定する国際保護登録が裁判所において提起された手続の対象である場合は、当該手続の他の当事者が分割申請に同意している旨の陳述、及び

(g) 所有者が代理人を選任又は授權しておらず、かつ、マレーシアにおける送達宛先を提出していない場合は、所有者は、代理人を選任し、授權することにより、マレーシアにおける送達宛先を登録官に提出する。

規則82 登録官は分割申請を国際事務局に提出する

関係する規則79から規則81までに従って分割申請が行われたことに登録官が納得する場合は、登録官は、申請を国際事務局に提出する。

規則83 マレーシアを指定する国際登録の分割の効果

国際事務局がマレーシアを指定する国際登録の分割が記録された旨を通知した場合は、

- (a) 登録官は、当該分割を記録に反映させる。また、
- (b) 分割された部分は、マレーシアを指定する原国際登録から独立したものとし、次の出願日を保持する。
 - (i) 原国際登録、又は
 - (ii) マレーシアへの保護の拡張の請求が国際登録簿に記録された日

規則 84 マレーシアを指定する国際保護登録の分割の効果

国際事務局がマレーシアを指定する国際保護登録の分割が記録された旨を通知した場合は、

- (a) 登録官は、当該分割を登録簿に反映させる。また、
- (b) 分割された部分は、原商標から独立したものとし、次の出願日を保持する。
 - (i) 原国際登録、又は
 - (ii) マレーシアへの保護の拡張の請求が国際登録簿に記録された日

規則 85 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護商標の併合

(1) 2 以上のマレーシアを指定する国際登録の所有者は、それらの登録の 2 以上の併合を登録官に申請することができる。ただし、それらの登録が、規則 79 に従ってマレーシアを指定する国際登録から先に分割されていることを条件とする。

(2) 2 以上のマレーシアを指定する国際保護登録の所有者は、それらの商標の 2 以上の併合を登録官に申請することができる。ただし、それらの商標が、規則 80 に従ってマレーシアを指定する国際保護登録から先に分割されていることを条件とする。

規則 86 併合申請の要件

併合申請は、所定の手数料の納付とともに、国際事務局が定める MM24(E) 及び様式 MP3 により請求するものとし、これには、次の情報を記載する。

- (i) 申請人の名称及び送達宛先
- (ii) 申請人が代理人を有する場合は、当該代理人の名称、及び
- (iii) 併合を求める各々のマレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録の番号

規則 87 登録官は併合申請を国際事務局に提出する

- (1) 規則 85 及び規則 86 に従って申請が行われたことに登録官が納得する場合は、登録官は、当該申請を国際事務局に提出する。
- (2) 国際事務局が併合が記録された旨を通知した場合は、登録官は、当該併合を記録又は登録簿に反映させる。

第 6 節 訂正

規則 88 登録官は国際登録の訂正を審査することができる

- (1) 本条規則は、登録官が国際事務局から次の何れかの訂正の通知を受領した場合に適用される。
 - (a) マレーシアを指定する国際登録であって、登録官が審査しているが、規則 78 にいう保

護が適用されないもの、又は

(b) マレーシアを指定する国際保護登録に関する国際登録

(2) 登録官は、訂正された国際登録が規則 78 の要件を引き続き充足するか否かを審査することができる。

(3) 規則 80(2)は、必要な修正を加えて、訂正された国際登録に関して適用される。

規則 89 規則 67 の要件がもはや満たされていないと登録官が判断する場合

(1) 本条規則は、訂正された国際登録に関して、規則 67 の要件がもはや満たされていないと登録官が判断する場合に適用される。

(2) 規則 67 の要件がもはや満たされていない場合は、登録官は、

(a) 当該訂正の拒絶を国際事務局に通知する。また、

(b) (a)にいう通知において、所有者が応答することができる期間を指定する。

(3) 規則 70(4)から(15)までは、所有者の応答に適用される。

規則 90 規則 67 の要件が満たされていると登録官が判断する場合

訂正された国際登録において指定された商品又はサービスの一部又は全部に関して規則 67 の要件が満たされていることに登録官が納得する場合は、登録官は、訂正された国際登録の詳細を公報に公告する。

規則 91 訂正に対する異議申立書

(1) 何人も、公報への公告後 2 月以内に、所定の手数料の納付とともに、異議申立書を登録官に提出することにより、マレーシアを指定する国際保護登録の訂正に異議を申し立てることができる。

(2) (1)にいう者は、規則 59 に従うことを条件として、所定の手数料の納付とともに、2 月を超えない期間について、(1)に定める期間を延長するために、期間の延長を申請することができる。

(3) 規則 72 から規則 74 までは、異議申立人及び所有者に適用される。

規則 92 訂正の拒絶通知

(1) 拒絶が異議申立に基づく場合を除いて、訂正の拒絶通知は、通知日から 18 月の満了後には発してはならない。

(2) 18 月の満了後に異議申立書が提出される可能性がある場合は、登録官は、マドリッド議定書第 5 条(2)(c)に従って、当該異議申立が提出される可能性に基づく暫定的拒絶の通知の可能性を国際事務局に通知する。

(3) 拒絶通知には、マドリッド議定書第 5 条及び共通規則の規則 17 により要求される事項を記載する。

(4) 登録官は、最終決定が行われた後に、次のことを国際事務局に通知する。

(a) 規則 89(2)に定める期間又は規則 89(3)に基づいて認められた延長期間内に所有者が応答したか否か、又は

(b) 規則 73(1)に定める期間又は規則 73(2)に基づいて認められた延長期間内に所有者が答弁書を提出したか否か

- (5) 本条規則において、
- (a) 「通知日」とは、規則 83(3)において与えられた意味を有する。
 - (b) 「最終決定」とは、訂正の通知がマレーシアにおける保護の請求であるものとして、規則 75 の意味における最終決定を意味する。

第 7 節 取消及び無効

規則 93 取消及び無効

- (1) 商標法第 45 条、第 46 条及び第 47 条の規定は、必要な修正を加えて、マレーシアを指定する国際保護登録の保護を取り消し又は無効と宣言することができるように適用される。
- (2) 商標法第 45 条、第 46 条及び第 47 条の適用上、
 - (a) 商標法第 45 条及び第 46 条における登録所有者への言及は、マレーシアを指定する国際保護登録の所有者への言及と解釈される。
 - (b) 商標法第 46 条(1)における登録通知の交付日への言及は、マレーシアを指定する国際保護登録が保護された日への言及と解釈される。
 - (c) 商標法第 46 条(4)及び第 47 条(7)における商標の登録に係る商品又はサービスへの言及は、商標の保護に係る商品又はサービスへの言及と解釈される。
 - (d) 商標法第 45 条及び第 46 条における商標登録を取り消すことへの言及は、マレーシアを指定する国際保護登録の保護を取り消すことへの言及と解釈される。
 - (e) 商標法第 47 条における商標登録を無効と宣言することへの言及は、マレーシアを指定する国際保護登録の保護を無効と宣言することへの言及と解釈される。
- (3) 商標法第 140 条及び規則 51 の規定は、必要な修正を加えて、マレーシアを指定する国際保護登録の保護の取消又は無効の宣言の申請のための手続に適用される。
- (4) マレーシアを指定する国際保護登録の保護が取り消され又は何らかの範囲において無効と宣言された場合は、登録官は、国際事務局に通知するものとし、かつ、
 - (a) 商標法第 45 条に基づく取消の場合は、マレーシアを指定する国際保護登録の保護は、拡張されなかったものとみなされ、取り消されたマレーシアを指定する国際保護登録は、登録官が決定する更なる審査又は手続に付される。
 - (b) 商標法第 46 条に基づく取消の場合は、所有者の権利は、取消申請の日又は取消の理由がより早い日に存在することに裁判所が納得する場合は、その日から、当該範囲において消滅したものとみなされる。
 - (c) 商標法第 47 条に基づく無効の宣言の場合は、商標は、当該範囲においてマレーシアを指定する国際保護登録でなかったものとみなされる。ただし、これは、過去の終了した取引に影響を及ぼすものではない。

規則 94 保護の効力の確定

- (1) 商標法第 53 条は、マレーシアを指定する国際保護登録に適用される。
- (2) 商標法第 53 条の適用上、同条における登録への言及は、マレーシアを指定する国際保護登録の保護への言及と解釈される。

規則 95 有効性の証明書

商標法第 143 条の規定は、必要な修正を加えて、マレーシアを指定する国際保護登録の保護の有効性が争われる裁判所に対する手続に関して適用される。

第 8 節 商標を侵害する商品の輸入

規則 96 侵害する商品の輸入の制限

- (1) 商標法第 XIII 部は、マレーシアを指定する国際保護登録に適用される。
- (2) (1)において、商標法第 XIII 部における登録商標への言及は、マレーシアを指定する国際保護登録への言及と解釈される。

第 9 節 違反

規則 97 違反

- (1) 商標法第 XV 部及び第 XVI 部並びに規則 116 は、マレーシアを指定する国際保護登録に適用される。
- (2) (1)において、登録商標への言及は、マレーシアを指定する国際保護登録への言及と解釈される。

第 10 節 その他の事項

規則 98 マレーシアを指定する国際登録の更新

マドリッド議定書第 7 条に従って更新されたマレーシアを指定する国際登録は、マレーシアにおいて引き続き効力を有する。

規則 99 財産権の対象としてのマレーシアを指定する国際保護登録及びマレーシアを指定する国際登録

- (1) 商標法第 64 条、第 65 条及び第 67 条は、登録商標又は場合により商標登録出願に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、マレーシアを指定する国際保護登録又はマレーシアを指定する国際登録に関して適用される。
- (2) 商標法第 65 条及び第 67 条並びに第 160 条に基づいて発せられた指針又は実施指示は、マレーシアを指定する国際保護登録に影響を及ぼす登録可能な取引の詳細の登録に適用される。
- (3) 商標法第 65 条及び第 67 条並びに第 160 条に基づいて発せられた指針又は実施指示は、マレーシアを指定する国際登録に影響を及ぼす登録可能な取引の詳細の登録に適用される。その場合、登録官は、規則 90 又は規則 102 に従うことを条件として、当該マレーシアを指定する国際登録に影響を及ぼす登録可能な取引の詳細を通知される。

規則 100 ライセンス許諾

- (1) 商標法第 68 条から第 71 条までは、登録商標を使用するライセンスに関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、マレーシアを指定する国際保護登録を使用するライセン

スに関して適用される。

(2) 商標法第 69 条(2) (a)に従う商標の登録に係る商品又はサービスへの言及は、商標がマレーシアにおいて保護される商品又はサービスへの言及と解釈される。

規則 101 国際登録簿への記録

(1) マレーシアを指定する国際登録に関して国際登録簿に行われた記録は、登録官により登録簿に記録された場合と同一の効果を有する。

(2) (1)にいう記録がマレーシアにおいて効力を有しないと登録官が判断する場合は、登録官は、マドリッド議定書に基づく共通規則にその旨の規定があるときは、同共通規則の関係規定及び規則 102 に従って、その旨の通信を国際事務局に送付する。

規則 102 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録における所有権の変更がマレーシアにおいて効力を有さない旨の宣言

(1) マレーシアが国際事務局からマレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録の所有権の変更の通知を受け、かつ、規則 101(1)にいう記録がマレーシアにおいて効力を有しないと登録官が判断する場合は、マレーシアを指定する国際登録は、所有者の名義で存続する。

(2) 登録官は、共通規則にその旨の規定がある場合は、(1)にいうマレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録の所有権の変更がマレーシアにおいて効力を有さない旨の通信を国際事務局に送付する。

(3) 効力を有さない旨の宣言には、その記録が商標法第 64 条、第 65 条又は第 67 条に違反することになるという観点から所有権の変更がマレーシアにおいて効力を有さない理由を表示する。

(4) 効力を有さない旨の宣言は、(1)にいう通知がマレーシアに送付された日から 18 月の満了前に、国際事務局に送付する。

(5) マレーシアを指定する国際登録の所有者は、国際事務局から通知を受けてから 2 月以内に、登録官の決定に対して登録官に書面で意見陳述を行うことができる。

(6) 所有者が書面による意見陳述を行わない場合は、所有権の変更の通知は、マレーシアにおいて引き続き効力を有さない。

(7) 所有者が行った書面による意見陳述を検討した後に、登録官は、所有権の変更がマレーシアにおいて効力を有する又は有さない旨を宣言し、その決定の理由を書面で述べ、所有者に通知する。

(8) 登録官が決定の理由書を所有者に交付した日は、裁判所における上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。

(9) 裁判所への上訴は、(8)にいう日から 1 月以内に行う。

(10) 所有者は、所定の手数料の納付とともに、2 月を超えない期間について、裁判所において上訴をするための期間の延長を申請することができる。

(11) 本条規則に基づく宣言に関する最終決定は、国際事務局に通知される。

(12) 登録官に意見陳述を行うに際し、所有者は、代理人を選任し、授権することにより、マレーシアにおける送達宛先を登録官に提出する。

(13) 本条規則の適用上、次の場合は、最終決定が行われたものとみなされる。

- (a) 登録官又は登録官に対する上訴に基づいて裁判所が、(7)に基づく登録官の決定が支持されるか否かを決定し、かつ、当該決定に対する上訴の権利が満了し又は消尽した場合
- (b) 意見陳述が取り下げられた場合、又は
- (c) 所有権の変更の通知に関する手続が中止され又は取り下げられたものとみなされた場合

規則 103 マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録における商品又はサービスの限定がマレーシアにおいて効力を有さない旨の宣言

- (1) マレーシアが国際事務局からマレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録における商品又はサービスの一覧の限定の通知を受け、かつ、規則 101(1)にいう記録がマレーシアにおいて効力を有しないと登録官が判断する場合は、登録官は、共通規則にその旨の規定があるときは、当該限定は宣言により影響を受ける商品又はサービスには適用されない旨の通信を国際事務局に送付する。
- (2) 効力を有さない旨の宣言には、その記録が商標法第 32 条、第 33 条、第 43 条(1)(b)又は第 44 条に違反することになるという観点から限定がマレーシアにおいて効力を有さない理由を表示する。
- (3) 効力を有さない旨の宣言は、(1)にいう通知がマレーシアに送付された日から 18 月の満了前に、国際事務局に送付する。
- (4) マレーシアを指定する国際登録の所有者は、国際事務局から通知を受けてから 2 月以内に、(2)にいう宣言に対して登録官に書面で意見陳述を行うことができる。
- (5) 所有者が(4)に基づいて書面による意見陳述を行わない場合は、商品又はサービスの一覧の限定の通知は、マレーシアにおいて引き続き効力を有さない。
- (6) (4)に基づいて所有者が行った書面による意見陳述を検討した後に、登録官は、商品又はサービスの一覧の限定がマレーシアにおいて効力を有する又は有さない旨を宣言し、その決定の理由を書面で述べ、所有者に通知する。
- (7) 登録官が決定の理由書を所有者に交付した日は、裁判所における上訴の目的で、登録官の決定の日であるものとみなされる。
- (8) 裁判所への上訴は、(7)にいう日から 1 月以内に行う。
- (9) 所有者は、所定の手数料の納付とともに、2 月を超えない期間について、裁判所において上訴をするための期間の延長を申請することができる。
- (10) 本条規則に基づく宣言に関する最終決定は、国際事務局に通知される。
- (11) 登録官に意見陳述を行うに際し、所有者は、代理人を選任し、授権することにより、マレーシアにおける送達宛先を登録官に提出する。
- (12) 本条規則の適用上、次の場合は、最終決定が行われたものとみなされる。
 - (a) 登録官又は登録官に対する上訴に基づいて裁判所が、登録官の決定が支持されるか否かを決定し、かつ、当該決定に対する上訴の権利が満了し又は消尽した場合
 - (b) 意見陳述が取り下げられた場合、又は
 - (c) 商品又はサービスの一覧の限定の通知に関する手続が中止され又は取り下げられたものとみなされた場合

第4章 マレーシアを指定する国際登録の国内出願への変更

規則 104 変更出願

(1) マレーシアを指定する国際登録が、マドリッド議定書第6条(4)に基づく本国官庁の請求により、当該国際登録において列挙された商品又はサービスの全部又は一部について取り消された場合は、当該国際登録の所有者は、当該国際登録が取り消された日から3月以内に、当該国際登録に含まれる商品又はサービスの一覧に記載された商品又はサービスに関して、同一の商標の登録出願を登録官に対してすることができる。

(2) (1)に基づく出願は、所定の手数料の納付とともに、様式MP4により行うものとし、これには、次の事項を含める。

- (a) 取り消された国際登録の国際登録番号
- (b) 当該国際登録の日又は該当する場合は、事後指定の日
- (c) 国際登録の取消が記録された日、及び
- (d) 該当する場合は、国際出願において主張され、国際登録簿に記録された優先日

(3) (1)に基づいてなされた出願が登録官により承認された場合は、登録官は、その事実を公報に公告する。

(4) (1)に基づく出願をするに際し、所有者は、代理人を選任し、授権することにより、マレーシアにおける送達宛先を登録官に提出する。

(5) 本条規則に基づく所有者は、国際登録の取消日において国際登録の所有者であった者とする。

規則 105 変更出願に従って登録された商標の登録日

変更出願に従って登録された商標は、次の何れかの日に、登録されたものとして取り扱われる。

- (a) マドリッド議定書第3条(4)に従う国際登録の日、又は
- (b) マレーシアへの拡張の請求が国際登録の後に行われた場合は、マドリッド議定書第3条の3(2)に従う当該請求の記録日

規則 106 変更出願に関する手続

(1) マレーシアを指定する国際保護登録が変更日以前に保護された場合は、当該商標は、商標法に基づいて登録される。

(2) マレーシアを指定する国際登録が変更日までに保護されておらず、かつ、その詳細が公告されている場合は、登録官は、

- (a) その詳細の公告を、商標法第31条に基づく変更出願の公告として取り扱う。
- (b) 規則72に基づくその保護に対する異議申立を、商標法第35条に基づくその登録に対する異議申立として取り扱う。

(3) マレーシアを指定する国際登録の詳細が変更日までに公告されておらず、かつ、登録官が拒絶通知を発している場合は、登録官は、変更出願の目的で、当該拒絶通知を商標法第29条(5)に基づいて登録官が出願に対して交付した書面による通知として取り扱う。

第5章 国際登録による登録の代替

規則 107 商標が商標法に基づいても登録されている場合における国際登録の効果

- (1) 本条規則は、次の場合に適用される。
 - (a) 登録商標がマレーシアを指定する国際保護登録でもある場合
 - (b) 登録所有者がマレーシアを指定する国際保護登録の所有者である場合
 - (c) 登録商標の登録に係るすべての商品又はサービスがマレーシアを指定する国際保護登録に基づいて保護される場合、かつ、
 - (d) 登録商標の登録日が次の何れかの日よりも早い場合
 - (i) 保護商標に関する規則 78(2)又は(3)に定める日、又は
 - (ii) 国際登録が国際登録簿に登録された日
 - (2) マレーシアを指定する国際保護登録は、規則 78(2)又は(3)に拘らず、登録商標の登録に係るすべての商品又はサービスに関して、登録商標の登録日時点で、商標法に基づいて登録されているものとして取り扱われる。
 - (3) マレーシアを指定する国際保護登録は、それが先の商標であるか否かを決定する目的で、該当する場合は登録商標に関して主張される優先権を考慮して、登録商標の登録に係るすべての商品又はサービスに関して、登録商標の出願日を有するものとして取り扱われる。
 - (4) 商標に関して(1)に定める条件が充足された場合は、関係する登録商標が商標法第 39 条(10)に基づいて登録を停止し又は自発的に取り消されたことに拘らず、(2)及び(3)は、関係するマレーシアを指定する国際保護登録に関して引き続き適用されるが、何らかの範囲において、登録官若しくは裁判所により取り消され又は無効と宣言された場合は、適用されなくなる。
 - (5) 所定の手数料の納付とともに、様式 MP5 により、マレーシアを指定する国際保護登録の所有者から申請があったときは、登録官は、マレーシアを指定する国際登録が、登録商標の登録に係る商品又はサービスに関して、登録商標に代替する旨を登録簿に記載する。
 - (6) 登録官が国際登録を記載した場合は、登録官は、国際事務局に通知する。
 - (7) (5)にいう申請には、次の事項を表示する。
 - (a) マレーシアを指定する国際登録又はマレーシアを指定する国際保護登録の番号
 - (b) 国際登録において列挙された商品又はサービスの一部のみが関係する場合は、それらの商品又はサービス
 - (c) 国内商標登録出願番号の出願日
 - (d) 登録日及び国内商標登録番号
 - (e) 国内商標登録の優先日(あれば)
 - (f) 国内商標登録により取得されたその他の権利に関する情報
 - (8) 本条規則の適用は、登録商標に関して何人かに付与された権利又は救済を害するものではない。

第6章 雑則

規則 108 国際事務局への情報の伝達

登録官は、本規則に基づいて又はマドリッド議定書若しくは共通規則に従ってマレーシアが伝達することを要求される情報を国際事務局に伝達することができる。

第 XI 部 代理人

規則 109 商標代理人登録簿

- (1) 商標代理人登録簿には、代理人の次の詳細を記載する。
- (a) 代理人の名称又は規則 111 に基づいて登録を受ける権利を有する各人の名称とともに、パートナーシップ若しくは法人の名称
 - (b) 代理人の送達宛先
 - (c) 代理人の連絡先、及び
 - (d) その者の代理人としての登録日

規則 110 代理人の登録

- (1) 代理人としての登録の申請は、所定の手数料の納付とともに、登録官に対して行う。
- (2) 登録官は、代理人が次の要件を充足した場合は、その者を代理人として登録し、その名称を商標代理人登録簿に記入する。
- (a) 代理人はマレーシアの国民、住民又は永住者の何れかであること
 - (b) 代理人はマレーシアで登録された事業において代理人としての業務を行うつもりであること
 - (c) 代理人は免責未決済破産者でないこと
 - (d) 代理人は詐欺、背任又は商標法に基づくその他の違反に関係する違反で有罪判決を受けていないこと
 - (e) 代理人はすべての必修講座に出席していること、及び
 - (f) 代理人は登録官が実施する試験に合格していること
- (3) (2) に基づく要件に加えて、代理人としての登録を申請する者は、次のことについて登録官を納得させる。
- (a) その者が、1983 年特許法[法律第 291 号]に基づいて制定された規則に従って管理される特許代理人登録簿に登録されていること
 - (b) その者が、マラヤ高等裁判所の法廷弁護士及び事務弁護士又はサバ・サラワク高等裁判所の法廷弁護士及び事務弁護士であり、マレーシアにおいてのみ開業していること
 - (c) その者が、何らかの専門分野における認定学位を有し、かつ、工業所有権の分野における少なくとも 2 年の経験を有していること、又は
 - (d) その者が、公社の元職員であることにより、工業所有権分野における少なくとも 3 年の経験を有していること
- (4) (3) (b) 及び(c) の適用上、申請人は、(1) に基づく申請の提出時に、必要な証拠を提出する。
- (5) (1) に基づく申請人の申請を承認するに際し、登録官は、登録官による書面による通知の交付により、(3) (b) 及び(c) に定める事項の追加証拠を要求することができ、申請人は、書面による通知において指定された期間内に応答する。
- (6) 申請人が(5) に基づく書面による通知に応答しない場合は、(1) にいう申請は、取り下げられたものとみなされる。
- (7) 登録官は、(5) に基づく書面による通知において指定された期間を延長するために、期間の延長を認めてはならない。

(8) (2) (f)に定める試験に合格することの要件に拘らず、申請人が1986年特許規則[P. U. (A) 327/1986]規則45Dに基づく特許代理人試験に合格している場合は、登録官は、当該要件を免除することができる。

(9) 登録官は、申請人が商標代理人登録簿への登録を受ける資格を有することに納得するときは、申請人を、その年の12月31日に満了する期間について登録する。

(10) 本条規則に基づく登録官の決定により不利益を被る者は、当該決定が発せられた日から1月以内に、裁判所に上訴することができる。

規則 111 パートナーシップ又は法人は代理人として登録することができる

(1) パートナーシップ又は法人による代理人としての登録の申請は、所定の手数料の納付とともに、登録官に対して行う。

(2) 登録官は、パートナーシップ又は法人が1又は複数の登録代理人を含む場合は、当該パートナーシップ又は法人を代理人として登録し、当該パートナーシップ又は法人の名称を商標代理人登録簿に記入する。

(3) 代理人として登録されたときは、パートナーシップ又は法人の住所を、送達宛先とする。

規則 112 代理人の登録を更新しないことによる登録の取消

(1) 規則12(1)又は(2)に定める日以前に代理人が更新申請を提出しない場合は、登録官は、当該代理人の名称を取り消し、商標代理人登録簿から抹消し、その事実を記録に記入することができる。

(2) 登録官は、所定の手数料の納付及び期間の延長に係る所定の手数料の納付とともに、代理人としての登録の更新申請があったときは、当該代理人の名称を商標代理人登録簿に回復することができる。

(3) 代理人が商標代理人登録簿から抹消された場合は、登録官は、当該代理人が取り扱うすべての商標の登録出願又は登録を公報に公告する。

(4) 代理人の抹消及び当該代理人が取り扱うすべての商標の登録出願又は登録を登録官が公報に公告した場合は、当該登録出願の出願人又は登録所有者は、出願人又は場合により登録所有者のために行動する新たな代理人を選任し、授権する。

規則 113 代理人の登録の取消

(1) 登録官は、次の者の登録を取り消すことができる。

(a) 該当する場合は、特許代理人登録簿から抹消された者又は弁護士名簿への登録を一時停止されている者

(b) 詐欺若しくは背任又は商標法に基づくその他の違反に関係する違反で有罪判決を受けた者

(c) もはやマレーシアの国民、住民若しくは居住者でない者又はもはや主としてマレーシアにおいて事業を営んでいない者

(d) 免責未決済破産者である者、又は

(e) 代理人の登録を更新しない者

(2) 代理人の登録が取り消された場合は、当該代理人は、商標代理人登録簿から抹消され、

登録官は、当該代理人が取り扱うすべての商標の登録出願又は登録を公報に公告する。

(3) 代理人の抹消及び当該代理人が取り扱うすべての商標の登録出願又は登録を登録官が公報に公告した場合は、当該登録出願の出願人又は当該商標登録の登録所有者は、出願人又は場合により登録所有者のために行動する新たな代理人を選任し、授権する。

規則 114 登録官は代理人の承認を拒絶することができる

登録官は、商標法に基づく手続の目的で、次の者を代理人として承認することを拒絶することができる。

- (a) 詐欺、背任又は商標法に基づくその他の違反に関係する違反で有罪判決を受けた者
- (b) 名称が取り消され、商標代理人登録簿から抹消され、回復されていない代理人、及び
- (c) パートナーシップ又は法人であって、そのパートナー又は取締役の1が、登録官が(a)又は(b)により承認を拒絶することができる者であるもの

第 XII 部 雑則

規則 115 登録官による証明書

- (1) (3)に従うことを条件として、何人も、所定の手数料の納付とともに、登録官による証明書の請求を提出することができる。
- (2) 登録官による証明書の請求は、登録官が、当該証明書に、商標法に基づいて登録官が行う権限を有する事項又は事柄であって、登録官が行ったか又は行っていないものの記入を行うことを求めるものである。
- (3) (1)に基づく証明書を発行する前に、登録官は、登録官が適当と考える場合は、請求を行う者に対し、問題の記入、事項又は事柄に関する利害関係を登録官が納得するように証明するよう要求することができる。登録官が納得しない場合は、登録官は、証明書の提供を拒絶することができる。
- (4) 登録官は、請求を行う者がその目的に適った商標の写しを提出していない限り、本条規則に基づいて交付される証明書に商標の写しを含める義務を負わない。
- (5) 登録官による証明書は、商標法第 36 条(2)に基づいて交付される登録通知又は登録証としてはならない。

規則 116 登録官の確認書

- (1) 商標法第 112 条(3)の適用上、登録所有者、マレーシアを指定する国際保護登録の所有者又はライセンシーは、所定の手数料の納付とともに、登録官の確認書の請求を登録官に提出する。
- (2) 登録官の確認書の請求には、商品又はサービスについての登録商標と同一でない商標の使用の証拠を示す法定宣言書を裏付けとして添付する。
- (3) 登録官は、登録官の確認書の請求を受領したときは、使用の証拠を審査し、次のことを宣言する登録官の確認書を交付する。
 - (a) 商標が登録商標と混同を生じさせる程類似しており又は誤解される虞があること、又は
 - (b) 商標が登録商標と混同を生じさせる程類似しておらず又は誤解される虞がないこと
- (4) 登録官は、登録官の確認書のための使用の証拠を審査するに際し、書面による通知において指定された期間内に、登録官が適当と考える追加証拠を請求することができる。
- (5) 登録所有者、マレーシアを指定する国際保護登録の所有者又はライセンシーは、1 月を超えない期間について、(4)にいう書面による通知において指定された期間を延長するために、期間の延長を申請することができる。
- (6) 登録官の確認書の交付を受けた登録所有者、マレーシアを指定する国際保護登録の所有者又はライセンシーは、登録官の確認書を管理官補に提出する。
- (7) 登録官の確認書は、商標法第 112 条に基づく管理官補による捜査のため以外の目的で使用してはならない。
- (8) 登録官の確認書は、交付日から 1 年の満了時に失効する。

規則 117 秘密書類

- (1) 登録官が要求し、公告された申請様式以外の書類が商標局に提出され、かつ、それを提出する者が、提出時に、所定の手数料の納付とともに、当該書類を秘密として取り扱うよう

請求の理由を示して請求した場合は、登録官は、当該書類を秘密として取り扱うべきことを指示することができ、当該書類は、公衆の閲覧に供されない。

(2) 書類を秘密として取り扱うべき旨の指示が与えられ、かつ、取り消されていない場合は、本条規則の如何なる規定も、当該指示が関係する書類を、当該書類の所有者の同意を得た場合を除いて、何人かに閲覧させることを許可し又は要求するものとはみなされない。

(3) 登録官は、書類を秘密として取り扱う指示を、その請求により当該指示が与えられた者との事前協議なしに取り消してはならない。ただし、当該事前協議が合理的に実施可能でないことに登録官が納得する場合はこの限りでない。

(4) 登録官は、商標局が発行した書類を秘密として取り扱うべきと登録官が判断する場合は、そのように指示することができ、当該指示があったときは、当該書類は、登録官の許可による場合を除いて、公衆の閲覧に供されない。

(5) (1)及び(4)に基づいて書類を秘密として取り扱う指示が与えられた場合は、その事実の記録は、当該書類とともに又は登録官が決定する様式により保管される。

第 XIII 部 廃止，適用除外及び経過規定

規則 118 解釈

この部において、「廃止された規則」とは，1997 年商標規則[P. U. (A)460/1997]を意味する。

規則 119 廃止

1997 年商標規則は，本規則により廃止される。

規則 120 適用除外及び経過規定

(1) 本規則は，本規則の施行前に行われた申請又はなされた出願には適用されず，当該申請又は出願の目的では，1997 年商標規則が適用され，廃止されなかったものとみなされる。

(2) 登録官は，商標法第 173 条，第 174 条，第 176 条，第 178 条，第 179 条及び第 180 条を実施する限りにおいて，(1)にいう本規則の施行前に行われた申請又はなされた出願が本規則を遵守することを保証するために登録官が適当と考える指示を与えることができる。

(3) 本規則の施行前に行われた申請又はなされた出願に関する事項であって，廃止された規則に基づいて官報に公告することを要求されるものは，本規則の施行時に，公報に公告される。

附則 1(規則 3) 手数料

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
番号	事項	2019 年商標法の 対応する条項	2019 年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)
1.	予備的助言及び調査 の申請	第 13 条(2)		250 (各類につき)
2.	商標登録出願： (a) 通常の商標 (b) 商品又はその包 装の形状 (c) その他の種類の 商標：音，香り，ホ ログラム，位置，一 連の動き，色彩 (d) 団体標章 (e) 証明標章	第 17 条(2)	規則 7(1)	950 (各類につき—事 前承認された一覽 から採用する場 合)
	連続商標の 2 番目及 びその後の各商標 (最大 6)		規則 38(2)	1100 (各類につき—事 前承認された一覽 から採用しない場 合)
3.	団体標章又は証明標 章の規約の提出	附則 1 及び附則 2 の 5. (1) 又は (3)	規則 53(2)	300 (各類につき)
4.	商標出願の迅速審査 の請求	第 17 条(5)	規則 8(1)	1000 (各類につき)
5.	商標登録出願又は登 録商標の分割請求	第 37 条(2)	規則 39(1) 規則 41(1)	300 (各請求につき)
6.	出願又は登録商標の 併合請求	第 38 条(2)	規則 43(3)	100 (各請求につき)
7.	次の請求 (a) 商標の表示にお ける商標出願の補正	第 33 条(2)	規則 9(3) 規則 22(1)	140 (各申請につき)
	(b) 商標の表示にお ける登録商標の変更	第 42 条(2)	規則 48(1)	
	次の申請 (a) 商品若しくはサ ービス又はその他の 事項の限定	第 32 条(1)	規則 20(2)	100 (各申請につき)
	(b) 商品若しくはサ ービス又はその他の 事項の補正	第 33 条(2)	規則 22(1)	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
番号	事項	2019年商標法の 対応する条項	2019年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)
	(c) 商品若しくはサービス又はその他の事項の訂正	第43条(1)	規則49(1)	
	団体商標又は証明商標の規約の補正申請	附則1及び附則2の6.(5)	規則54(2) 規則56(1)	140 (各申請につき)
	次の申請 (a) 出願人の名称又は住所の補正 (b) 登録所有者の名称又は住所の訂正 (c) ライセンシーの名称、住所又はその他の記載の訂正	第33条(2) 第43条(1)(a) 第43条(2)	規則49(1) 規則49(1) 規則49(1)	20 (各申請につき)
8.	書類の補正請求	第152条(1)		20 (各類につき)
9.	登録官への聴聞の申請	第29条(5)(a) 第45条(7)	規則17(1)(a) 規則19(2)(a) 規則70(7)(a)	150 (各類につき)
10.	次の請求 (a) 商標の登録を拒絶する決定の理由 (b) 全部暫定的拒絶の決定の理由 (c) 登録官による取消の決定の理由		規則15(2) 規則17(6) 規則70(11)(a)	250 1000 250 (各類につき)
11.	次の事項に対する異議申立 (a) 商標、団体標章又は証明標章の登録 (b) 公告された商標登録出願の補正であって、補正が商標の表示に影響を及ぼす場合又は限定が登録出願の対象となる商品若しくはサービスに影響を及ぼす場合	第35条(1) 附則1及び附則2の6.(8)及び8.(3) 第32条 第33条	規則23(1) 規則21(2) 規則22(2)	950 (各類につき) 600 (各類につき)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
番号	事項	2019年商標法の 対応する条項	2019年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)
	(c) 登録団体標章又は証明標章の使用を規制する規則の改正申請	附則1及び附則2の8.(3)		600 (各類につき)
	(d) 登録官による分類の変更	第157条(4)		600 (各類につき)
	(e) マレーシアを指定する国際保護登録の訂正	第75条(1)	規則91(1)	600 (各類につき)
12.	答弁書の提出	第35条(4)	規則24(1) 規則73(1)	350 (各類につき)
13.	登録の更新	第39条(4)		1000 (各類につき)
	満了後更新の請求	第39条(5)		1200 (各類につき)
	抹消された登録の回復請求	第39条(9)		1500 (各類につき)
14.	一定の商品又はサービスに関する登録商標又は登録の自発的取消の申請	第44条(1)	規則50(1)	20 (各類につき)
15.	次の申請： (a) 裁判所命令による登録簿の訂正	第43条(5)	規則52(2)	300 (各類につき)
	(b) 裁判所命令による登録の取消	第46条		300 (各類につき)
	(c) 裁判所による登録の無効	第47条		300 (各類につき)
	(d) 有効性の証明書	第143条	規則95	300 (各類につき)
	(e) その他の裁判所命令	第140条(3)	-	100 (各類につき)
16.	裁判所への申請又は上訴の通知	第140条(1)	規則51(1)	20 (各類につき)
17.	取引表示管理官補への申立の提出	第112条(1)		10 (各申請につき)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
番号	事項	2019 年商標法の 対応する条項	2019 年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)
18.	登録官の確認書の申請	第 112 条(3)		500 (各類につき)
19.	譲渡又は移転の詳細の登録又は登録官への通知の申請	第 65 条 第 67 条		300 (各申請につき)
20.	ライセンス又はサブライセンスの詳細の登録又は登録官への通知の申請	第 65 条 第 67 条		100 (各類につき)
21.	担保権の詳細の登録又は登録官への通知の申請	第 65 条 第 67 条		300 (各申請につき)
22.	ライセンス, サブライセンス又は担保権の修正又は終了の申請	第 65 条 第 67 条		50 (各申請につき)
23.	様式又は書類の登録官による真正な認証謄本の請求の提出	第 144 条		10 (1 頁につき)
24.	登録官が認証し, 捺印した, 登録簿の印刷, 手書きの謄本又は抄本の請求の提出	第 15 条(2) 第 145 条(1)		10 (1 頁につき)
25.	登録官が署名したとされる証明書の請求の提出	第 145 条(3)	規則 115(1)	140 (各類につき)
26.	登録証の申請	第 36 条(4)	規則 36 規則 48(4)	50 (各申請につき)
27.	期間の延長請求	第 153 条(1)	規則 59(1)	50 (各申請につき)
	異議申立手続について		規則 31(1)	200(1 月につき)
	異議申立手続以外について		規則 59(2)	100(1 月につき)
28.	書類を秘密として取り扱う申請	第 156 条	規則 117	10 (各申請につき)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
番号	事項	2019年商標法の 対応する条項	2019年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)
29.	秘密として取り扱われる書類の秘密保持の取消申請	第156条	規則117	10 (各申請につき)
30.	商標登録の出願手数料の返還請求	第13条(4)	規則16(2)	20 (各類につき)
31.	登録簿の記入の新分類への適合の申請	第157条(3)(a)		20 (各類につき)
32.	手交による書類の提出 (この手数料は、登録官が電子提出システムの一時停止を課した場合は適用されない。)	第162条(2)(a)		2 (1頁につき)
33.	出願の取下げ	第32条(1) 第32条(2)	規則20(2)	20 (各申請につき)
34.	出願又は異議申立手続の審査の延期申請	第29条(7) 第35条(9)	規則35(1)	300 (各申請につき)
35.	侵害する商品の輸入の制限の申請	第82条(2)		330 (各申請につき)
36.	出願、権利又は事柄の回復請求	第153条(1)		300 (各申請につき)
37.	異議申立又は国境措置に係る費用の担保の提供の請求	第35条(13) 第83条		20 (各申請につき)
	(a) 係属中の出願の変更	第174条(2)		600 (各類につき)
	(b) 廃止法に基づく譲渡の補正	第171条(4)		100 (各申請につき)
	(c) ライセンス許諾の登録使用者の補正	第172条(4)		50 (各申請につき)
38.	商標代理人試験の出願	第97条(1)		500
39.	商標代理人としての登録の申請	第97条(1)	規則110(1) 規則111(1)	1350
40.	商標代理人としての登録の更新申請	第97条(1) 第162条(2)(g)		300

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
番号	事項	2019年商標法の 対応する条項	2019年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)	
41.	商標代理人の登録の 自発的取消の申請	第 97 条(2) (b) 第 162 条(2) (g)		20	
42.	商標代理人の登録の 更新の延期申請	第 162 条(2) (g)		500	
43.	登録商標代理人の名 称又は送達宛先の変 更申請	第 97 条(2) (c)		20	
44.	次の申請 (a) 何人かの送達宛 先の追加 (b) 代理人の権限の 指定 (c) 登録商標代理人 の権限の終了	第 95 条(1) 第 95 条(3)		20 (各申請につき)	
45.	出願人、登録所有者 又は何人かの代理と して行動することを 停止する意思の通知	第 95 条(4)		10 (各申請につき)	
46.	登録商標代理人の死 亡の登録官への通知	第 97 条(2) (d)		無料	
47.	商標代理人試験の結 果の再検査を求める 不服申立	第 162 条(1) (g)		100 (各用紙につき)	
48.	公衆の閲覧の実施請 求	第 15 条(1)		20 (1 時間につき)	
49.	情報請求の申請 請求により許可され る情報 (ヒットリスト)	第 146 条		100 (10 頁まで) 及び 5(その後の各頁に つき)	
50.	経過的事項に関する 一般様式： (a) 次の手数料の不 足	第 177 条(2)		2019 年 12 月 27 日前の 電子提 出 (各類に つき)	2019 年 12 月 27 日前の 手交提 出 (各類に つき)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
番号	事項	2019年商標法の 対応する条項	2019年商標規則 の対応する条項	手数料 (RM)	
	(i) 更新手数料			450	400
	(ii) 更新手数料及 び割増料金			650	600
	(iii) 更新手数料及 び回復			950	900
	(b) 係属中の出願の 変更	第 174 条(2)		600 (各類につき)	
	(c) 廃止法に基づく 譲渡の補正	第 171 条(4)		100 (各申請につき)	
	(d) ライセンス許諾 の登録使用者の補正	第 172 条(4)		50 (各申請につき)	

附則 2(規則 3) 国際登録に係る手数料

(1) 様式番号	(2) 事項	(3) 2019 年商標規則の 対応する条項	(4) 手数料 (RM)
MP1	国際出願の提出に係る取扱 手数料	規則 61(4)	200 (各出願につき)
MP2	分割請求の処理の請求	規則 81(a)	300 (各申請につき)
MP3	併合請求の処理の請求	規則 86(a)	100 (各申請につき)
MP4	国際登録の国内出願への変 更請求	規則 104(2)	950 (各出願につき)
MP5	国内登録による登録商標の 代替の記録の申請	規則 107(5)	100 (各申請につき)

附則 3(規則 11) 商品及びサービスの分類

1. 1957年6月15日のニース協定に従って定められた標章の登録のための商品及びサービスの国際分類であって、それに随時加えられた修正を含むもの
2. 1973年6月12日のウィーン協定に従って定められた標章の図形要素の国際分類であって、それに随時加えられた修正を含むもの
3. マレーシアにおいて承認された商品又はサービスの分類